

令和7年度

学校教育指導指針

(幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校)

すべての子どもたちと
学校のウェルビーイング
の実現をめざして



岩手県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 県教育委員会が目指す具体的な指標	2
2 県教育委員会が目指すところ	4
3 学校教育の重点	5
(1) 共通事項として取り組む内容	6
(2) 各学校の方針により重点化して取り組む内容	28
4 各教科等の指導にあたっての基本的な考え方	30

【資料 1】 「子どもを主語にした学び」の実現に向けて	(p8)
【資料 2】 教科指導等における ICT 活用	(p18, 19)
【資料 3】 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教員等育成指標）	(p38, 39)
【資料 4】 新たな教師の学びの姿の実現に向けて	(p40)

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・ **日本発の調和と協調（Balance and Harmony）**に基づくウェルビーイングを発信

ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、
Well-being 生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

教育に関連するウェルビーイングの要素



各要素を含む教育活動の例

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
 - きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
 - 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
 - 地域や社会の課題解決型学習

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
 - 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
 - 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
 - 学校施設の整備、学校安全の推進

地域や家庭で共に学び合う環境整備
 - コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 - 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

グローバル社会における国際交流活動
 - 海外留学推進、外国人留学生受入れ
 - 地域社会の国際化、多文化共生

＜参考資料＞ 第 4 期教育振興基本計画（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm



はじめに

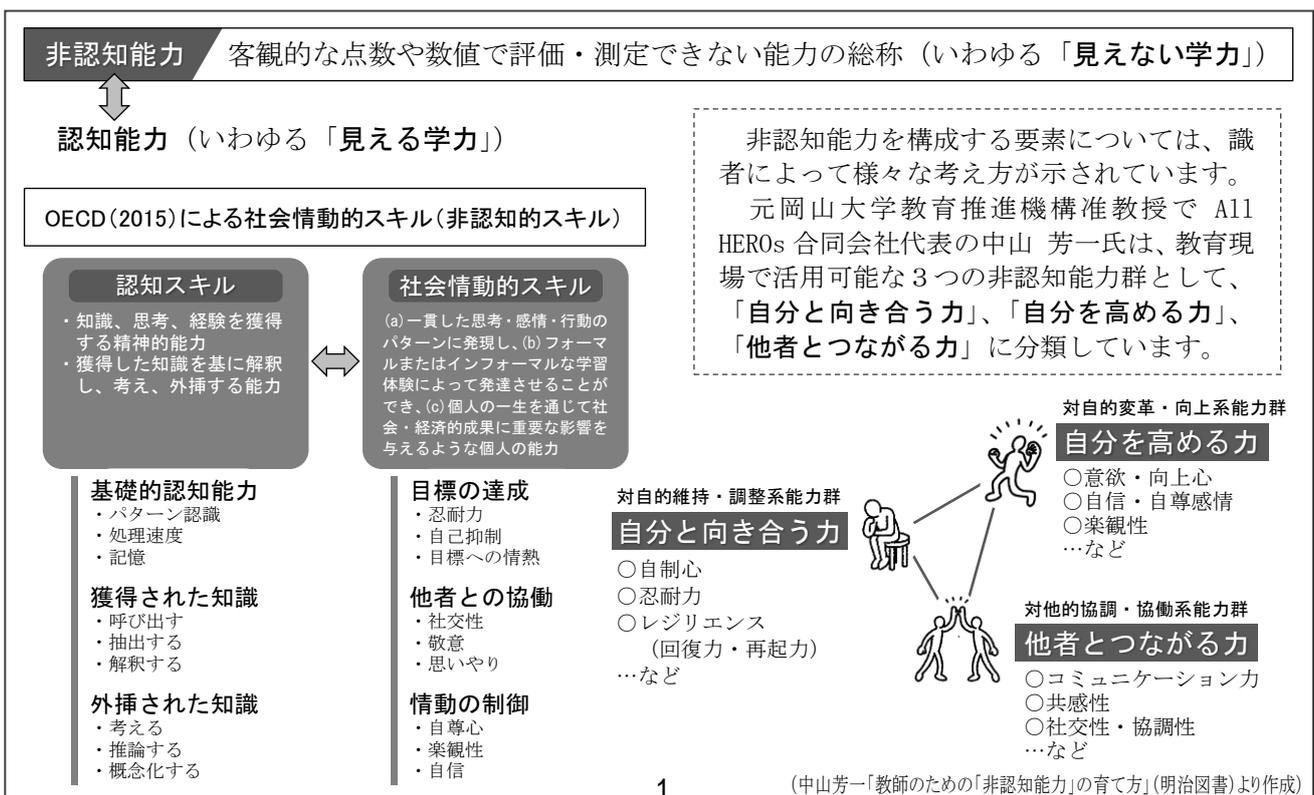


昨年度から本指針表紙に「すべての子どもたちと学校のウェルビーイングの実現をめざして」を掲げています。止むことのない社会変化の世界で生きていく子どもたち一人ひとりに、一生を支え続ける資質・能力を育む学校教育の充実を目指す姿勢です。一生を支え続ける資質・能力は、自らの人生を舵取る力として働き、それは、子ども自身が学び得る実感を持った「子どもを主語にした学び」の積み重ねによって培われるものであることは、昨今注目されている非認知能力の重要性からも明らかであります。ここで改めて「主体的・対話的で深い学び」の授業改善について再考したいことは、主に次の2点です。

一点目は、学習指導要領の構造の再確認です。育成を目指す資質・能力の三つの柱はどれも重要ですが、例えば「学びに向かう力、人間性等の涵養」について、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」とは、まさに自らの人生を舵取る生き方を志向する姿の象徴です。具体的には、自己効力感、自尊感情、自己調整、粘り強さ、達成感、利他性、協働性等を育てていくこと、いわゆる非認知能力であり、これらは教育に関わるウェルビーイングの要素と重なります。これまで心で育てる「人づくり」を第一義にしてきた本県の義務教育と合致するものですが、実際の学びの姿から、子どもたちの心理的側面を非認知能力の視点で捉え直すことは重要であり、子どもたちの学びの充実に確実に繋がります。

そのため、二点目は『子どもたちの深い学びの姿』の具体化と教師間の共有です。「子どもを主語にした学び」には、内発的学習意欲が出发点となり、他律的ではなく、子ども自身に「自分は学び得ている」という実感が伴っている学びの状態があることが肝要です。このような深い学びの姿は、指導計画のもと、子どもたちの思考の流れや学びの状況を詳細に想定し、非認知能力の視点を取り込みながら丁寧に見取っていくことで、その解像度が上がります。目指す学びの姿を具体的に共有し、教師の目と分析力を磨き合うことは、指導と評価の一体化の望ましい実現に迫ることに確実に繋がります。

今後の教育の動向を注視しつつも、常識的でありながら常識にとられないしなやかさを持ち、各学校が教育の「真」を問い続け、歩み続けることが重要であります。各学校が教育の使命を見失うことなく、揺るがぬ心柱を立て、学校教育に邁進することが本県の学校教育の更なる充実、即ちすべての子どもたちと学校のウェルビーイングに直結します。各学校において、授業改善の一助として、議論のたたき台として、本指針を積極的に活用していただきたいと思います。



県教育委員会が目指す具体的な指標

「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

いわて県民計画 (2019～2028)

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/index.html>



～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までの10年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10の政策分野の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標(幸福指標)と一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン(政策推進プラン)です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第2期アクションプラン(政策推進プラン)を策定しました。これは、令和5年度から令和8年度までの4力年で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にしなが、教育の充実を図っていくものです。

※ 義務教育諸学校に係る主な指標を掲載 (R6実績値について、R7年3月時点で未公表のものは空欄)

指標	◆いわて幸福関連指標 ○具体的推進方策指標	R6 実績値	R7 目標値	R8 計画目標値	出典 (根拠となる調査等)
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 (地域に貢献する人材を育てます)					
◆将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	※「将来の夢や目標を持っている」に肯定回答する児童生徒数の割合	小 83.6 中 70.8	小 83.6 中 75.2	小 84.0 中 76.0	全国学調
○自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	※「自分の住む地域には、良いところがあると思いますか」に積極肯定回答する児童生徒数の割合	小 71 中 54	小 73 中 59	小 74 中 60	県学調 児童生徒質問調査
○中学校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合	※CEFRのA1レベル相当以上の(英検3級以上の取得及び英検3級以上の英語力を有すると思われる)生徒数の割合	中	中 49.0	中 51.0	英語教育実施状況 調査
2 確かな学力の育成 (児童生徒の確かな学力を育みます)					
◆意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	※「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 83.8 中 83.2	小 82.5 中 85.4	小 82.5 中 85.4	全国学調
◆授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	※「学級の友達と之间で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたり(R5:広げたり)することができる」に肯定回答する児童生徒の割合	小 87.2 中 88.7	小 83.0 中 83.5	小 83.0 中 83.5	全国学調
○教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合	※「教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の指導の充実及び徹底を図っていますか」に積極肯定回答する学校の割合	小 47 中 40	小 52 中 44	小 53 中 45	県学調 学校質問調査
○児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組んでいる学校の割合	※「学校では、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、確かな学力育成プランに基づいて組織的に取り組んでいますか」に積極肯定回答する学校の割合	小 69 中 51	小 66 中 55	小 67 中 56	県学調 学校質問調査
○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしている小学校の割合	※「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』をもとに幼児児童の姿について共有し、小学校の授業に生かしていますか」に肯定回答する学校の割合	小 87	小 90	小 100	県学調 学校質問調査
○授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合	※教員のICT活用指導力に関する16の設問について、各問に肯定回答した教員(全校種)の割合の平均値(大項目A～Dの平均値)	82	86	90	学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)
○諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合	※「調査結果や日々の授業から明らかになった、児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っていますか」に積極肯定回答した学校の割合	小 51 中 30	小 56 中 46	小 58 中 48	県学調 学校質問調査
○学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合	※「学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいますか(自主学習→自分で学習内容を決めて取り組むこと)」に肯定回答する児童生徒の割合	小 59 中 52	小 65 中 59	小 66 中 60	県学調 児童生徒質問調査

指標	◆いわて幸福関連指標 ○具体的推進方策指標	R6 実績値	R7 目標値	R8 計画目標値	出典 (根拠となる調査等)
3 豊かな心の育成（児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます）					
◆人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	※「人が困っているときは、進んで助けようと思いますか」に積極肯定回答する児童生徒の割合	小65 中65	小70 中68	小70 中68	県学調 児童生徒質問調査
◆自己肯定感をもつ児童生徒の割合	※「自分にはよいところがあると思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小80.6 中81.8	小79.0 中79.0	小80.0 中79.0	全国学調
○多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合	※「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小73 中76	小79 中83	小80 中84	県学調 児童生徒質問調査
○学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合	※「学校や地域が行う体験活動では、達成した喜びややりがいなどを感じることができましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小90 中89	小87 中87	小88 中88	県学調 児童生徒質問調査
○「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	※「あなたは、読書をするのを楽しんでいますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小85 中81	小90 中85	小90 中85	生涯学習文化財課調べ
○様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味がわいたと感じている児童生徒の割合	※「学校で行う鑑賞教室や文化芸術に関する学習、地域に伝わる伝統活動などを通じて、文化芸術への興味がわきましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小71 中65	小74 中71	小75 中72	県学調 児童生徒質問調査
○話し合いの場で、互いの良さを生かしながら解決方法を決めている児童生徒の割合	※「児童会活動（生徒会活動）や学級活動などで、学級生活をよりよくするために話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小86 中88	小85 中85	小86 中86	県学調 児童生徒質問調査
4 健やかな体の育成（児童生徒の健やかな体を育みます）					
◆体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	※総合評価A+B+Cの児童生徒数/総合評価対象児童生徒数	小男67.2 小女74.4 中男75.0 中女83.9	小男70.0 小女80.0 中男75.0 中女90.0	小男70.0 小女80.0 中男75.0 中女90.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
○運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	※「運動やスポーツをするのは、好きですか」に肯定回答する児童生徒の割合	89	89	89	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
○朝食を毎日食べる児童生徒の割合	※朝食を食べると回答する児童生徒/公立小・中学校の児童生徒数	小95.6 中88.0	小97.0 中92.0	小97.0 中93.0	健康国保課調べ
○毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合	※毎日一定の時刻に就寝すると回答する公立小・中学校の児童生徒数/公立小・中学校の児童生徒数	小84.3 中84.6	小85.0 中85.0	小85.0 中85.0	全国学調
○喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合	※開催校数/全公立学校数	小93.6	小100	小100	薬物乱用防止教室開催状況調査(文科省)及び保健体育課調べ
○部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合	※共通理解を図る機会を設定している公立中学校数/全公立中学校数	中95.8	中96.0	中100	保健体育課調べ
5 特別支援教育の推進（共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます）					
○「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合	※特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している学校のうち、引継ぎシート等を活用して引継ぎを行った学校の割合	100	100	100	学校教育室調べ
○特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数（人）	※各特別支援学校の授業研究会に参加した公立小中学校及び高等学校の教員数	879	905	1030	いわて特別支援教育推進プラン進捗状況調査
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応（いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いに尊重する学校をつくります）					
○いじめはいけないと思う児童生徒の割合	※「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小97.1 中96.2	小100 中100	小100 中100	全国学調
○認知したいじめが解消した割合	※解消した件数/認知件数		100	100	学校教育室調べ
○学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合	※「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小85 中86	小90 中89	小91 中91	県学調 児童生徒質問調査
○スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合	※「スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している」に肯定回答する児童生徒の割合	小97 中98	小100 中100	小100 中100	県学調 児童生徒質問調査
7 学びの基盤づくり（児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます）					
○地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合	※見守り活動が行われている学校/公立小・中学校	93.4	85.0	85.0	保健体育課調べ
○コミュニティ・スクールを導入している学校の割合		92.4	85.0	90.0	生涯学習文化財課調べ

岩手県教育振興計画(2024~2028)の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり
 ~自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育~

学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けている

社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合いが生まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学び、暮らしている

取組の視点

視点
1

一人ひとりの可能性を
伸ばす学びの確保

視点
2

郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で
世界で活躍する人材の育成

視点
3

岩手らしさを生かした
生涯にわたる学びの充実

視点
4

教育分野におけるデジタルトランス
フォーメーション(DX)の推進

視点
5

東日本大震災津波の経験や
教訓を踏まえた学びの推進

具体的な施策の内容

学 校 教 育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成**
 - ①「いわての復興教育」などの推進
 - ②キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ③岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ④イノベーションを創出する人材の育成
- 2 確かな学力の育成**
 - ①これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ②児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 3 豊かな心の育成**
 - ①自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
 - ②学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ③学校における文化芸術教育の推進
 - ④主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 4 健やかな体の育成**
 - ①児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ②適切な部活動体制の推進
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進**
 - ①就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
 - ②各校種における指導・支援の充実
 - ③教育環境の充実・県民理解の促進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進**
 - ①いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
 - ②児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
 - ③デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
- 7 学びの基盤づくり**
 - ①安全・安心でより良い教育環境の整備
 - ②生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保
 - ③目標達成型の学校経営の推進
 - ④魅力ある学校づくりの推進
 - ⑤多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
 - ⑥教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ⑦「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進**
 - ①各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
 - ②私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

社会教育・家庭教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進**
 - ①学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ②豊かな体験活動の充実
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実**
 - ①子育てや家庭教育に関する学習機会の提供
 - ②子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり**
 - ①多様な学習機会の充実
 - ②岩手ならではの学習機会の提供
 - ③学びと活動の循環による地域の活性化
 - ④社会教育の中核を担う人材の育成
 - ⑤多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承**
 - ①部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ②伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

県教育委員会では、令和6年度からの5年間を計画期間とする「岩手県教育振興計画(2024~2028)」を策定しました。この計画は、教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。

また、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画(令和5~9年度)を参酌して策定する「本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

岩手県教育振興計画(2024~2028)

https://www.pref.iwate.jp/kyou_ikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/index.html



学校教育の重点

共通事項として取り組む内容

「岩手県教育振興計画(2024~2028)」施策項目	取組内容
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 ▶ P6	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわての復興教育」プログラムに基づき、副読本や絵本を活用しながら教科等横断的な復興教育に取り組む。 ・「キャリア教育全体計画」に基づき、社会人・職業人として自立するための能力を育成するためのキャリア教育に取り組む。
2 確かな学力の育成 ▶ P9	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上のためのCAPDサイクルによる組織的で継続的な取組を推進する。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、小学校におけるスタートカリキュラムを充実させる。 ・教育の情報化を一層推進し、ICTを効果的に活用した児童生徒の学びを促進することにより、教育の質の向上を図る。
3 豊かな心の育成 ▶ P20	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの人権や多様性を認め合う人権教育及び道徳教育の充実に取り組む。 ・家庭や地域と連携した体験活動や文化芸術教育の充実に取り組む。
4 健やかな体の育成 ▶ P22	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携し、児童生徒が「よりよい運動習慣」・「望ましい食習慣」及び「規則正しい生活習慣」を身に付けることができるように取り組む。 ・学校全体として学校部活動の指導・運営に係る適切な体制を構築する。
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進 ▶ P23	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組む。
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進 ▶ P24	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行う。
7 学びの基盤づくり ▶ P26	<ul style="list-style-type: none"> ・「まなびフェスト」やコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、目標達成型の学校経営に基づいた評価・改善に取り組む。 ・学校安全計画や危機管理マニュアルの策定・検証・改善に取り組む。

各学校の方針により重点化して取り組む内容

消費者教育 ▶ P28 「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12 施行)に基づき、各教科等の教科横断的な課題として取り組み、消費者の自立に向けた授業の充実を図る。	学校図書館教育 ▶ P29 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.4 施行)及び「第5次岩手県子どもの読書推進計画」(R6.3 策定)に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する。
主権者教育 ▶ P28 各教科等にわたる主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を育成する。	国際理解教育・帰国外国人児童生徒等教育 ▶ P29 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(R2.7 策定)及び「岩手県外国人児童生徒等教育方針」(R6.3 策定)に基づき、各学校への円滑な受入れ及び対応の充実を図る。
環境教育 ▶ P28 「環境教育等促進法」(H23.10 施行)に基づき、学校教育における環境教育の充実を図る。	小規模・複式教育 ▶ P29 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校の小規模校、複式学級を有する学校では、児童生徒の実態を基に指導の工夫改善を図る。

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- 取組の方向性
- 「いわての復興教育」などの推進
 - キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

「いわての復興教育」の定義

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波の教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとした教育です。

「いわての復興教育」の推進

1 「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- (1) 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進します。
- (2) 各学校は、3つの教育的価値に関わる活動等にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行います。

2 系統的・発展的な「いわての復興教育」の推進

- (1) 各学校は、教科・領域など通常の学習活動において、副読本や「いわての復興教育」絵本、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」、伝承施設や石碑、県立図書館「I-ルーム」等を効果的に活用します。
- (2) 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、震災の教訓を継承する活動・取組を充実させます。
- (3) 各学校は、自然災害のみならず、様々な困難な事象への対応に関連付けたり転移させたりして、その課題解決に向けた取組や活動を充実させます。

3 家庭、地域、関係機関・団体等と連携した「いわての復興教育」の推進

各学校は、家庭、地域、関係機関・団体（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）と連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

4 地域の実情に合わせた防災教育の充実

- (1) 各学校は、学校安全計画等に、懸念される災害等に対する「そなえる」取組を具体的に年間計画に位置付け、自分の生き方やあり方（いきる・かかわる）につなげる防災教育を充実させます。
- (2) 各学校は、防災教育の推進にあたり、家庭、地域、関係機関・団体等と連携・協働し、自他の命を守り抜く力「いきる」と「共助」「かかわる」の精神を育成します。



※「いわての復興教育」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>



プログラム第3版



副読本



絵本

キャリア教育の充実

※いわてキャリア教育指針

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/career/1031141.html>



1 いわてが目指すキャリア教育のねらい

児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

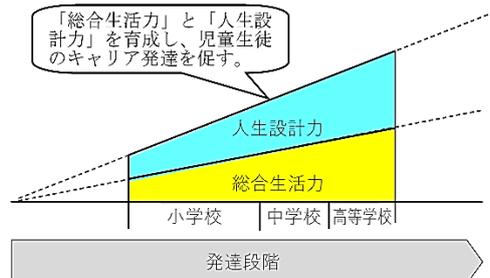
総合生活力

児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力

確かな学力	学習意欲・態度、基礎学力、問題発見・解決能力、情報活用能力 など
豊かな心	人間関係形成能力、チームワーク、リーダーシップ、規範意識、向上心 など
健やかな体	基本的な生活習慣の確立、健康の増進、体力の向上、食育の推進 など

【要素ごとに育成したい具体的内容】(例)

イメージ図



人生設計力

児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力

社会を把握する能力	現代社会（政治・経済・文化・地域社会・地域産業）の理解、国際社会の理解 など
勤労観・職業観	働くことの意義と権利の理解、職業に関する知識・技能、職業適性判断力、労働意欲の涵養、職業資格取得 など
将来設計力	人生観、先見性、進路情報活用力、進路選択力、多様性の理解 など

【要素ごとに育成したい具体的内容】(例)

各学校においては、これらの能力を参考にしつつ、学校や地域の特徴、児童生徒の発達段階、課題等を踏まえて、具体的能力を設定し、教育活動全体を通じて育成を図る。

3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校段階

- 小学校段階の特性に鑑み、幼児教育において培われた資質・能力を踏まえつつ、「総合生活力」の育成に重点を置き、各教科・領域等との関連を図り、係活動や委員会活動などを通して、きまりを守ることの大切さや働くことの楽しさを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識を持つようにするとともに、自然体験活動やボランティア活動、身近な職場を見学するなどの体験的な学習を通して、自己と身近な社会や仕事との関わりについて気付かせるなど、自己の生き方について考えを深めさせ、中学校段階へのつながりを見据えた「人生設計力」を育成する。

(2) 中学校段階

- 「総合生活力」の充実を引き続き図りながら、学年が進むにつれて、「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に入れ、生徒の興味・関心等に基づいて、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験的な学習を行い、現実の社会について学ばせる。
- 自己の将来設計に基づく高等学校進学等の具体的な進路選択の時期を迎えることから、ガイダンスの機会を多く設けるなどして、生徒一人ひとりに応じた「人生設計力」を育成する。
- 全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上（5日間が望ましい）実施する。

4 「キャリア・パスポート」の活用

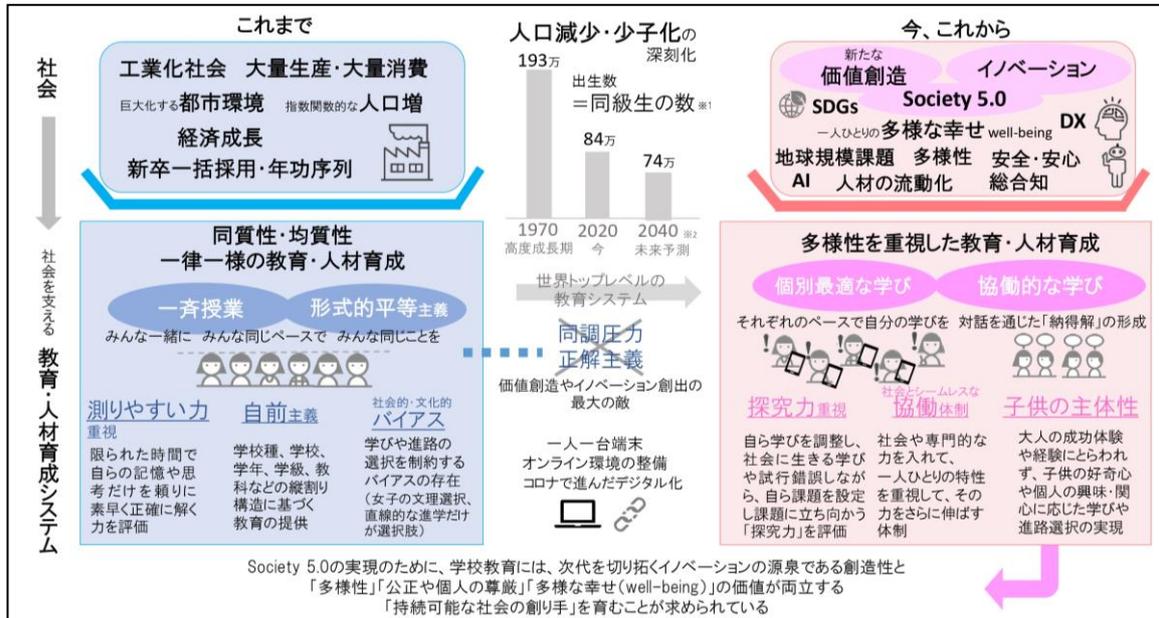
- 児童生徒一人ひとりが、自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を実感し、自己実現や将来につなげていけるようにする。
- 大人が対話的に関わり、児童生徒の頑張り認め、自己有用感の醸成や自己変容の自覚に結び付けられるようにする。
- 学校全体で共通理解を図り、児童生徒のキャリア発達を効果的に支援するために、学年・学校段階を越えて有効に活用していくようにする。

【資料1】 「子どもを主語にした学び」の実現に向けて

～「そろえる」教育から「伸ばす」教育への転換～

我が国の質の高い学校教育は、これまでの社会発展の原動力として、大きな役割を果たしてきました。一方で、「みんなと同じことができる」ことや、「言われたことを言われたとおりにできる」ことなど、同質性・均質性が重視され、子ども一人ひとりの可能性を十分に引き出すことができていなかったのではないかと指摘されています。

これからの学校教育には、「同調圧力」や「正解主義」への偏りから脱却し、子ども一人ひとりの多様性と向き合いながら、すべての子どもを「自立した学習者」に育てることを目指していくことが期待されています。

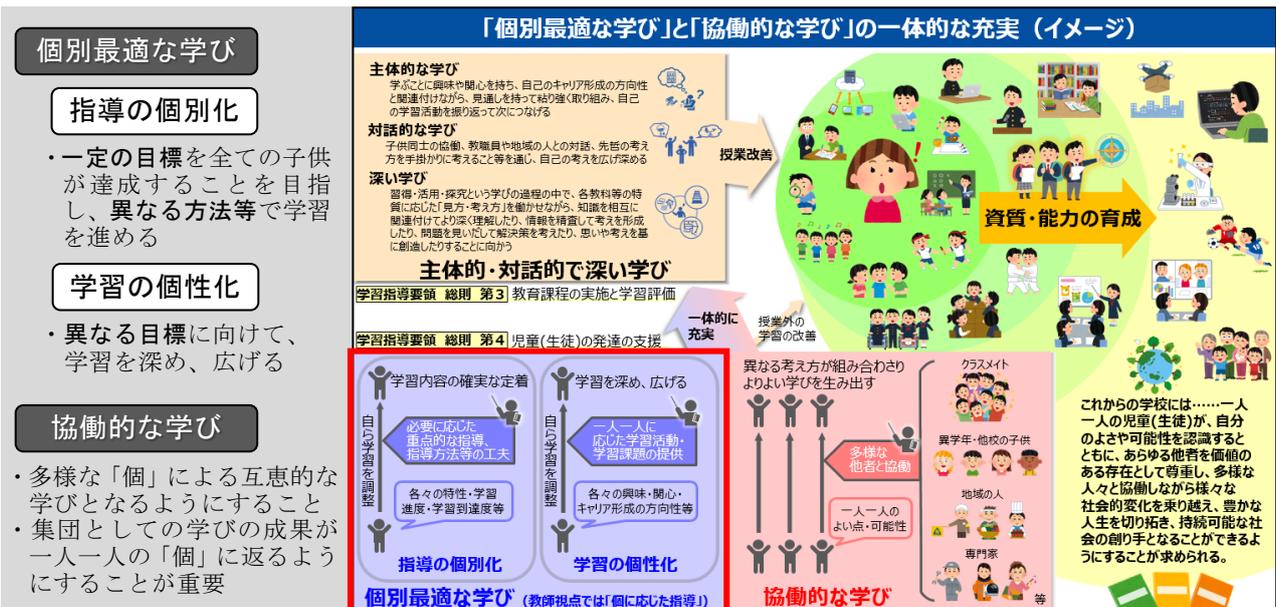


<参考資料> 「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（内閣府 CSTI）

「教育・人材育成システム転換の方向性」 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikuujinzai/index.html>



令和3年中央教育審議会答申で示された「令和の日本型学校教育」では、全ての子どもたちの可能性を引き出し、一人一人の子供を主語とする学校教育を実現していくために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が重要であるとしています。授業づくりには、「教師がどう教えるか」とどまらず、「子どもがどのように学ぶか」という視点をもつことが大切です。



<参考資料> 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」

① https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm

「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」（文部科学省）

② https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new/cs/senseioun/mext_01317.html



2 確かな学力の育成

取組の
方向性

- これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
- 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

確かな学力育成プロジェクト

学習指導要領の趣旨を生かし、すべての小・中学校が「学校の組織的な取組を土台とした全県共通取組」に取り組む。

目標 つまずきを生かした児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上

日々の授業や諸調査から明らかになった児童生徒の「つまずき」に着目し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことを通して、児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上を図る。

「確かな学力育成プロジェクト」概念図



学校の組織的な取組を推進するために

- 校長のリーダーシップの下で、校内の運営体制を構築し、学校が設定した具体的な目標の達成に向けて主任層が効果的に機能・連携しながら全職員で継続的に検証改善に取り組むことが重要。
- 資質・能力の育成に向けて、カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る取組をもとに、教育課程の改善を図ること。
- 自校が策定する「確かな学力育成プラン」において、成果指標を具体的に設定し、「資質・能力の育成に向けた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に係る一連の取組を検証すること。また、プランをもとに設定した、検証対象の「指導上の課題」については、教育課程の見直しを図り、全学年・全教科の指導において課題解決を図ること。
- 「新たな教師の学びの姿」や「教員等育成指標」に記載の事項を踏まえ、「教員の授業力向上」に係る取組を進めること。
- より一層の質的改善に向けて、指導主事による助言を必要とする場合は、市町村教育委員会担当者を通じて相談すること。

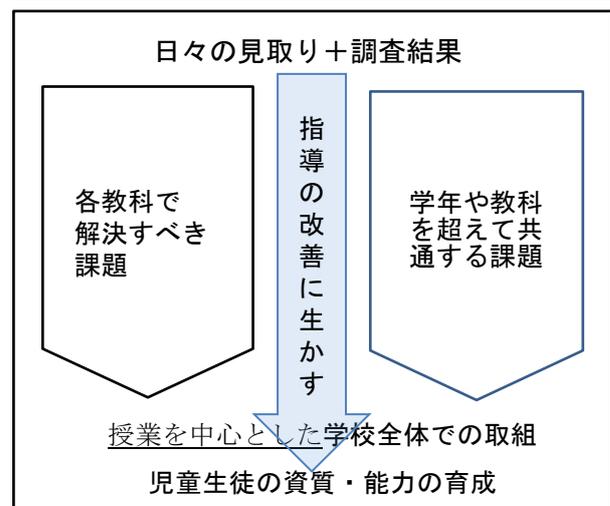
■ 諸調査結果の積極的活用による検証改善サイクルの構築と確立

<具体的取組>

- 自校の「確かな学力育成プラン」に基づいて、主任層が中心となり、年間を通した複数回のCAPDサイクルを生かし、資質・能力の育成を図る。
- プランをもとに諸調査結果を活用し、学年や教科を超えた課題を洗い出し、全教職員で課題解決を図る。
- 各教科等で解決すべき課題について、教科担当を中心に校種や学年を超えた学習内容等の系統性を踏まえた課題解決を図る。そのため、育成された「資質・能力」を使って「内容」を深める指導を効果的に行うこと。

【取組のポイント】 調査結果活用の2つのアプローチ

諸調査は一部の学年や教科に限られています。調査結果を分析する際には、「各教科で解決すべき課題」と「学年や教科を超えて共通する課題」の2つの側面から課題を洗い出します。「各教科で解決すべき課題」とは、例えば、算数の「基準量と小数倍から比較量を求めることができる」、数学の「関数の意味を理解している」等の教科の専門的な課題解決が必要とされる課題です。それに対して、「学年や教科を超えて共通する課題」は、「（指示にしたがって）文章を書くこと」や「（理由を）説明すること」等の課題であり、教育課程全体で学年や教科を超えて解決を目指すべき課題です。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成も学年や教科を超えた課題として捉えることができます。



【参考①】 「確かな学力育成プラン」に基づいた検証改善サイクル確立のためのポイント

チェック欄

C	調査結果の分析から学年や教科を超えた児童生徒の課題を洗い出している。	
	検証可能で明確な「学校全体で重点的に育成を目指す資質・能力」を設定し、全教職員で共有している。	
A	全県共通取組を学校の実態に合わせ、手立てとして取り組んでいる。	
P	全教職員が主体的に参画できるよう、校内の運営体制を確立している。	
	年間に複数回CAPDサイクルが回るよう計画している。	
D	設定した資質・能力の育成に向けて、全教職員が授業を中心に取り組んでいる。	
C	児童生徒の変容と教職員の取組の両面から捉えて評価している。	

【参考②】 県学習定着度状況調査結果から

学校質問調査 質問項目（積極肯定回答）	小学校	中学校
年間に複数回CAPDサイクルが回るように計画していますか。	R5 56.1% R6 58.3%	R5 42.8% R6 36.8%
設定した資質・能力の育成に向けて全教職員が授業を中心に取り組んでいますか。	R5 64.7% R6 63.5%	R5 53.8% R6 50.7%
諸調査の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題がある場合には、確実な定着を図るための取組を行っていますか。	R5 56.5% R6 57.9%	R5 35.9% R6 31.9%

- ・ 教科全体の平均正答率の増減のみにとらわれず、小問ごとの結果を踏まえ、今後の指導上の課題となる「内容」や「資質・能力」を洗い出し、全学年・全教科の指導計画の改善に生かす取組の加速化が必要。
- ・ 無解答率の高い小問については、学習指導要領が育成を目指す「思考力、判断力、表現力等」を意識した授業実践の充実が急務。「授業（実践）アイディア例」等を効果的に活用したい。

■ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した**授業研究の活性化**

< 具体的取組 >

- 資質・能力の育成に向け「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」等の視点を踏まえ、目標や指導事項等を明確にし、授業を実践する。
- 研究協議では、単元等を通じて児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が身に付いたか、課題は何かを検証し、教育課程を軸に「教科教育等の専門性」について共通理解を図る。
また、各教科等の「主体的な学び」の視点、「対話的な学び」の視点、「深い学び」の視点からの授業改善について学び合う場を設定する。 ※P13【参考④】【参考⑤】を参照。
- 授業研究会や互見授業の目的、授業を見る視点等を校内で共有し、授業づくりについて校内の人材を積極的に活用しながら学年や教科を超えて教師同士が学び合う場を設定する。
(例) 校内で指導助言を体験する / 授業研究会後の児童生徒の学習改善や教師の指導改善について、主任層等による支援やフィードバックを継続的に行う
- 学びのツール（ICT やオンライン）を対面の指導の中で適切に組み合わせ、児童生徒の興味・関心を喚起し、学習の効果の最大化を図る指導の在り方を検討し実践に生かす。

【取組のポイント】「1単位時間」から「単元や題材など内容や時間のまとまり」へ

学習指導要領総則では、「各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること」と示されています。

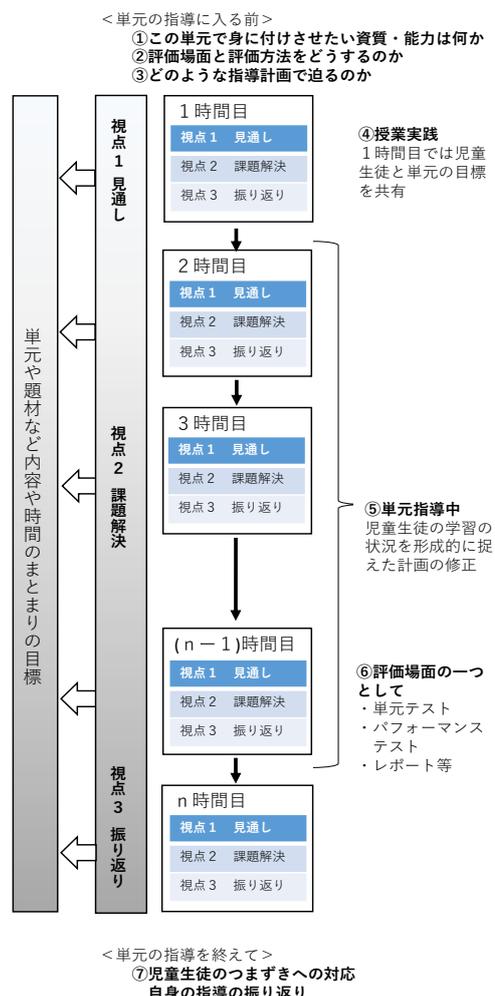
また、学習評価においても「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら**評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」とされています。

右図はその趣旨を踏まえた単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した授業づくりの構想例です。本県では、「いわての授業づくり3つの視点」が授業づくりの基本として定着してきていますが、今後は1単位時間のみならず、長期的な視点で児童生徒に身に付けさせたい**資質・能力を明確にした授業を構成し、実践するとともに、指導した結果について指導と評価の一体化の視点から協議することを通して、児童生徒の資質・能力の向上を目指します。**

互見授業や授業研究会の視点(例)

1. 単元で身に付けさせたい資質・能力は何か
2. 1の達成に向けて、本時はどのように有効であったか
3. 1の達成に向け、本時やこの後の指導計画の改善点は何か
4. 評価方法は妥当か 等

単元や題材など内容や時間のまとまりでの授業づくり(例)



■ 児童生徒の発達の段階を考慮した家庭学習の内容の充実と習慣化

本指針における「家庭学習」は、自宅で行う学習や読書のほか、地域の施設等を活用して行う学習や体験、子どもの発達と学びをつなぐ認知能力や非認知能力の育成の機会になり得る豊かな体験、子どもの成長に良い影響（自尊心や外向性など）を与える自然体験や社会体験など、学校以外の学習全般を指すものです。

<取組のポイント>

- 学習習慣の確立に向け、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりする指導の充実を図ること。
- 児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす観点から、家庭学習の内容については、画一的な取組に偏らないよう配慮するとともに、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- ICTの活用の在り方については、新たな学びのツールとして、校内で共通理解を図った上で、保護者の理解と協力を得ながら活用の充実を図ること。
- 生徒指導の側面から、学校外の機関や自宅等での学習の取組状況を把握し、努力を積極的に評価すること。
- 基礎的・基本的な内容の定着に向けた学習や、自主的・自発的な学習については、自ら目標を設定し、実行し、内容や取組方法等を振り返って自己調整しようとする態度を尊重すること。

【参考③】家庭学習の取組に関連する県内の状況

R6 県学調（学校質問調査）結果から

※ 校数とその割合

学校の宿題などに加え、補充のための学習や発展的な問題に、児童生徒が自ら取り組める工夫をしていますか。

	小学校		中学校	
工夫している	74	27.8%	29	20.1%
どちらかといえば工夫している	162	60.9%	89	61.8%
あまり工夫していない	29	10.9%	26	18.1%
工夫していない	1	0.4%	0	0.0%

(小) 家庭学習の取り組み方や内容等について、校内の共通理解の下で指導していますか。

(中) 生徒一人ひとりに合った学習計画の立て方や内容について、家庭学習の取組を振り返らせる指導をしていますか。

	小学校		中学校	
行っている	181	68.0%	39	27.1%
どちらかといえば行っている	81	30.5%	74	51.4%
あまり行っていない	4	1.5%	30	20.8%
行っていない	0	0.0%	1	0.7%

諸調査の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題がある場合には、**確実な定着を図るための取組**を行っていますか。 ※ただし、授業において定着を図ることが土台であることに留意すること。

	小学校		中学校	
行っている	154	57.9%	46	31.9%
どちらかといえば行っている	110	41.4%	96	66.7%
あまり行っていない	2	0.8%	2	1.4%
行っていない	0	0.0%	0	0.0%

授業で行う振り返りは、児童生徒自身が学習の成果（又は課題）を実感できる振り返りとなっていますか。

	小学校		中学校	
なっている	108	40.6%	47	32.6%
どちらかといえばなっている	155	58.3%	96	66.7%
あまりなっていない	3	1.1%	1	0.7%
なっていない	0	0.0%	0	0.0%

■ 学習の基盤となる言語能力の育成

<取組のポイント>

- 教育課程全体で言語活動を充実させるとともに、育成された言語能力を基盤として、関連する「資質・能力」を使って、各教科等の特性を生かし「内容」を深める指導の充実を図ること。
- 「話すこと」「聞くこと」「書くこと」「読むこと」に関連の指導事項等を踏まえて、各教科等で効果的に指導に生かすこと。
- 授業においては、各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けること。また、過去の諸調査結果により得られた指導上の課題を、今後の授業改善のための手がかりとして生かし、全学年・全教科の指導計画に適切に位置付けること。
- 本県において課題となっている「話すこと」「書くこと」については、引き続き、小問ごとに背景となる要因を分析・検証すること。また、それらを踏まえ、単元等の指導計画に位置付け指導を充実させた上で、関連する過去の調査問題（小問）を評価問題（成果指標）として検証に活用することは、検証を効果的に進める手段として有効であると考えられること。
- 幼小中高といった異校種間の連携の視点とすること。

【参考④】 学習・指導の改善充実や教育環境の充実等（国語） H28.12.21 答申資料より抜粋

i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 国語教育の改善・充実を図るためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、後述するアクティブ・ラーニングの三つの視点に立った授業改善に取り組んでいくことが重要である。言語能力を育成する国語科においては、言語活動を通して資質・能力を育成する。このため、国語科におけるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善とは、アクティブ・ラーニングの視点から言語活動を充実させ、子供たちの学びの過程の更なる質の向上を図ることであると言える。

（「主体的な学び」の視点）

- ・ 「主体的な学び」の実現に向けて、子供自身が目的や必要性を意識して取り組める学習となるよう、学習の見通しを立てたり振り返ったりする学習場面を計画的に設けること、子供たちの学ぶ意欲が高まるよう、実社会や実生活との関わりを重視した学習課題として、子供たちに身近な話題や現代の社会問題を取り上げたり自己の在り方生き方に関わる話題を設定したりすることなどが考えられる。特に、学習を振り返る際、子供自身が自分の学びや変容を見取り自分の学びを自覚することができ、説明したり評価したりすることができるようになることが重要である。

（「対話的な学び」の視点）

- ・ 「対話的な学び」の実現に向けて、例えば、子供同士、子供と教職員、子供と地域の人が、互いの知見や考えを伝え合ったり議論したり協働したりすることや、本を通して作者の考えに触れ自分の考えに生かすことなどを通して、互いの知見や考えを広げたり、深めたり、高めたりする言語活動を行う学習場面を計画的に設けることなどが考えられる。

（「深い学び」の視点）

- ・ 「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが考えられる。その際、子供自身が自分の思考の過程をたどり、自分が理解したり表現したりした言葉を、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面からどのように捉えたのか問い直して、理解し直したり表現し直したりしながら思いや考えを深めることが重要であり、特に、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることなどが重要である。

【参考⑤】 各教科等における「主体的な学び」の視点、「対話的な学び」の視点、「深い学び」の視点

授業改善の各視点については、教育課程を軸に授業研究を効果的に進める上で、教科等横断的な理解が必要。教科ごとに表記は異なるため、以下の資料を参照すること。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）平成28年12月21日」及び「別添資料」「補足資料」



「いわての授業づくり3つの視点」

視点1「学習の見通し」

■児童生徒の姿■

- 1 自らの気付きや考え、学習経験などを基に、友だちや先生との対話を通して、主体的に学習課題を見出し出している。
- 2 課題解決に向けて、既習事項(用いるもの)や、考え方(用い方)を確認し、解決方法や結果を予想している。

【授業づくりのポイント】

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。(目標と評価規準の明確化)
- イ 児童生徒の気付きや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。
- ウ 児童生徒が、課題解決の方法や過程についての見通しをもったり、振り返ることができるように構造的な板書(キーワードを示す等)を計画する。(視点1～3に共通)

視点2「学習課題を解決するための学習活動」

■児童生徒の姿■

- 3 わからないところは自分で調べたり、友だちや先生に質問したりして、見通しをもって主体的に課題解決に取り組んでいる。
- 4 自分の考えを、友だちの考えと比べながら見直し、よりよい考えに修正しながら、理由や根拠がわかるように表現している。

【授業づくりのポイント】

- エ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。
- オ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く取り組めるようにする。
- カ 目的に応じて、ペア等のグループ活動を位置付け、児童生徒が対話的な学びを通して、自分の考え等を評価したり・改善(自己調整)したりすることができるようにする。

視点3「学習の振り返り」

■児童生徒の姿■

- 5 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、できるようになったことやできなかったことなど、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- 6 評価問題等を通して身に付けたことを振り返り、課題解決の達成感や学習内容の有用感を感じながら、次時の学習や今後の生活に結び付けている。
- 7 自身の学ぶ態度(粘り強さ、自己調整力等)に変容を自覚している。

【授業づくりのポイント】

- キ 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。
- ク 評価問題や、児童生徒の自己評価・相互評価等により、児童生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

2 確かな学力の育成

幼児教育との円滑な接続

※架け橋期… 5歳児～小1までの2年間

①国立教育政策研究所ホームページ
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf

②「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/12558019_00002.htm



幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるよう、各自治体で開発する架け橋期のカリキュラムに基づき、各学校では児童や地域の実態に応じてスタートカリキュラムを編成し、幼児期との円滑な接続を図る。

幼児期に育成されている非認知能力(学びに向かう力)を生かして、学びをつなぐことが重要。

小学校教育では 生活科を中核とした合科的・関連的な指導

<生活科についてはP32参照>

- 架け橋期のカリキュラムを踏まえたスタートカリキュラムを、園職員の声も取り入れ小学校の全教職員で検討・共有し、実施する。
(上記①及び②の手引きを参照)
- 資質・能力について「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した具体的な姿の共有
- 小学校区内の幼児教育施設との互恵性のある交流や、合同の研究会や研修会の開催

- ・児童のこれまでの経験を生かす
園での経験を引き出し、思いや願いを基に児童の思考の流れに沿った具体的な活動を位置付けて、学ぶ楽しさが味わえるようにする。
- ・環境構成を意識する
学びへの興味・関心を高めるために、教師による直接的な指導だけでなく、児童なりの方法で学びに向かうことができるような環境構成を意識する。

円滑な接続

幼保小の架け橋プログラムの実施



資質・能力の接続の手掛かりとなる 教師が持つべき視点

幼児期において育みたい資質・能力が育まれた、特に5歳児の後半に見られる具体的な姿として示しているものであり、指導の際に考慮するもの。到達すべき目標ではなく、個別に取り出して指導するものではない。(幼稚園教育要領解説 p.52)
小学校ではこれらの姿を踏まえた指導を工夫すること。(小学校学習指導要領解説総則編 p.73)

幼児教育では 遊びを通しての総合的な指導

主体的な遊びが学びのベース
非認知能力の育成

家庭・地域との連続性のある生活

- 1 社会に開かれた教育課程
 - 環境を通して行う教育の意義の共有
 - 学校評価を活用した地域社会及び家庭との連携・協働
- 2 特別な配慮を必要とする幼児への指導
 - 障がいのある幼児や外国につながる幼児等、様々な背景をもった幼児が安心して自己を発揮できるための指導の工夫
- 3 子育ての支援
 - 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割
 - 保護者の親としての成長への支援

学びに向かう力、人間性等
知識及び技能の基礎
思考力、判断力、表現力等の基礎
育みたい資質・能力
幼児期において

環境を通して行う教育

- 1 発達や学びの連続性の確保
 - 遊びを通してねらいを総合的に達成するための指導計画等の見直し
- 2 評価の工夫と指導の改善
 - 妥当性や信頼性の高い評価の工夫と指導の改善
- 3 体験の多様性と関連性
 - 資質・能力を一体的に育むための体験の質を高める工夫

詳細は「いわて就学前教育振興プログラム」で検索🔍

2 確かな学力の育成

教育の情報化

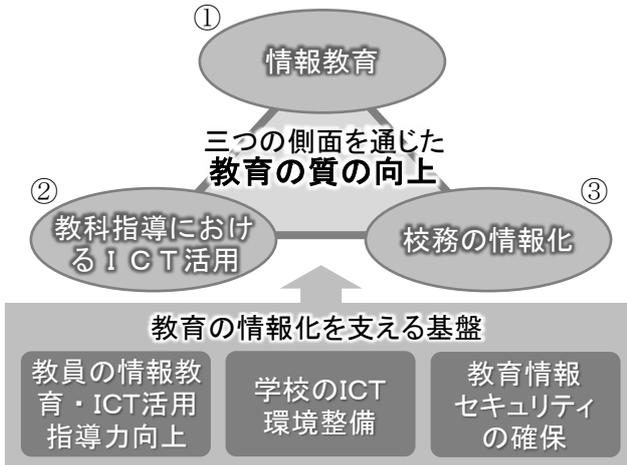
※学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1418577.htm



急激に進む情報化やグローバル化など、予測困難な社会において、子供たち一人ひとりに持続可能な社会の担い手として必要な資質・能力を育成するために、教育の情報化を一層推進し、ICTの強みを効果的に活用することによって、教育の質の向上を図る。

教育の情報化の三つの側面

※「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省 令和2年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



- ① 学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力を教科等横断的な視点で組織的・計画的に育成する。
- ② ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実現する。
- ③ 職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等を図る。
- ④ 学校や家庭で情報機器を扱う機会が増えていることから、家庭とも連携しながら、健康面への配慮を行うことが重要。

情報活用能力の育成

※児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20220329-mxt_kouhou02-1.pdf

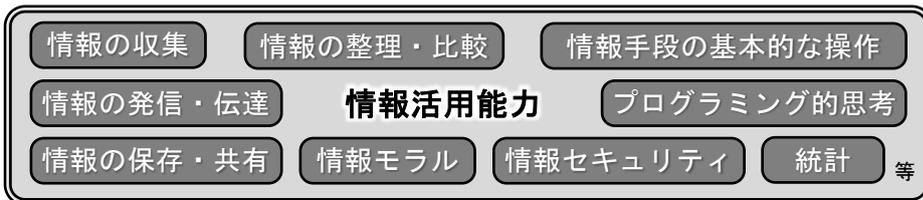


【情報活用能力とは】

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

【小、中、高等学校、特別支援学校学習指導要領解説 総則編】

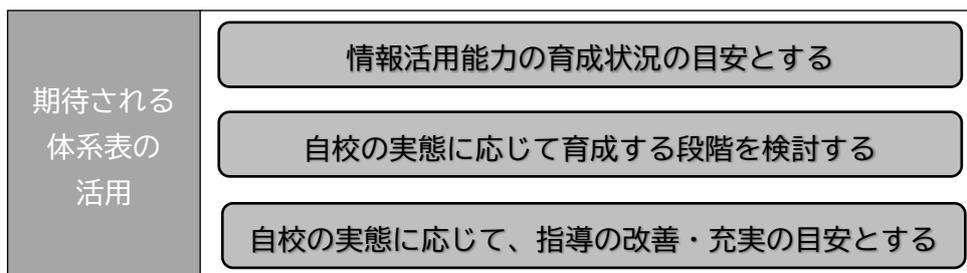
➡ 「言語能力」「問題発見・解決能力」と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、1人1台端末等を活用することによって効果的に育成していくことが重要。



☆情報活用能力はコンピュータを使った内容だけに限定されないが、コンピュータの操作スキルについても育成が必要

○情報活用能力体系表の活用

情報活用能力の要素や情報活用能力育成のための学習内容を示した情報活用能力体系表を各学校で作成したり、中学校区で共有したりすることで児童生徒の情報活用能力の育成につなげる。



※学習の基盤となる資質能力としての情報活用能力の育成 体系表例とカリキュラム・マネジメントモデルの活用（文部科学省）

体系表の使い方 情報活用能力の共通理解を図るための教員研修や年間指導計画等の作成等において使用します。

いわての情報活用能力体系表例

「いわての情報活用能力体系表例」ホームページ
<https://www1.iwate-ed.jp/11spcon/01jyokatsu/index.html>

組織的・系統的に情報活用能力を育成するため、各学校の実情を踏まえ、総合教育センターが開設した「いわての情報活用能力体系表例」のホームページに掲載されている体系表例等を効果的に活用する。



◆ いわての情報活用能力体系表例 全体版 ※一部抜粋

基本的な操作等		小1・小2	小3・小4	小5・小6	中	高
ICTの活用スキル	起動と終了、ログインとログアウト	01				
	マウスやタッチパッドの基本操作（右クリック、左クリック、ドラッグ、スクロール）	02 03				
	ホームポジションと文字入力（小：学年×10文字程度/分 中・高：60文字程度/分）	03	01 03	01 03	01	01
	写真撮影、動画撮影	04			03	03
	ファイルの保存、呼び出し	02	02	02	02	02
	クラウド上での協働作業				04	04
	キーワード検索		05	05		
	ペイントソフト、表計算ソフト、文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト等の利用	05	04	04	03	03
学習支援ソフトの利用	05	04	04	03 04	03 04	
問題解決・探究における情報活用		小1・小2	小3・小4	小5・小6	中	高
収集	必要な情報を集めることができる。	教科書、書籍、インタビュー、メディア等				
		検索サイトの利用、条件検索、信頼性の吟味	06	06	06	
			05 06	05 06	05	05

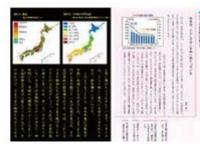
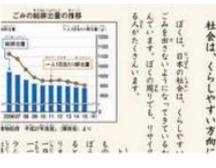


学習者用デジタル教科書の活用

※学習者用デジタル教科書の活用による指導力向上ガイドブック（全体版）
https://www.mext.go.jp/content/20230530_mxt_kyokasyo01_000030062_42_2.pdf

活用自体を目的とせず、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の手段とする。

◆学習者用デジタル教科書を活用した学習方法の例

<p>1 拡大</p> <p>教科書を拡大して表示できる。</p> 	<p>2 書き込み</p> <p>教科書にペンやマーカーで書き込みできる。</p> 	<p>3 保存</p> <p>教科書に書き込んだ内容を保存・表示できる。</p> 
<p>4 機械音声読み上げ</p> <p>教科書の文章を機械音声で読み上げることができる。</p> 	<p>5 背景・文字色の変更・反転</p> <p>教科書の背景色・文字色を変更・反転することができる。</p> 	<p>6 ルビ</p> <p>教科書の漢字にルビを振ることができる。</p> 

校務の情報化

※GIGAスクール構想のもとでの校務DXチェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html



次のような取組を通してきめ細やかな指導を行うことや校務負担軽減につなげることが考えられる。

- 教職員と保護者間の連絡のデジタル化
 - ・児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡についてスマートフォン等からの受付
 - ・保護者へのアンケートや広報等の配付、面談日程の調整等においてクラウドサービスを活用
 - ・提出物等の押印制度の慣行見直し
- 教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化
 - ・クラウドサービスを用いた児童生徒への連絡（Teams、Classroom など）
 - ・端末を用いた宿題（家庭学習等）の配信
 - ・クラウドサービスを用いた小テスト等の実施等
- 学校内の連絡のデジタル化（日程、特別教室予約）
 - ・職員会議等の資料をクラウド上で事前共有しあらかじめ意見を求める
 - ・動静表や連絡事項のクラウド上での共有により、職員朝会の時間を短縮

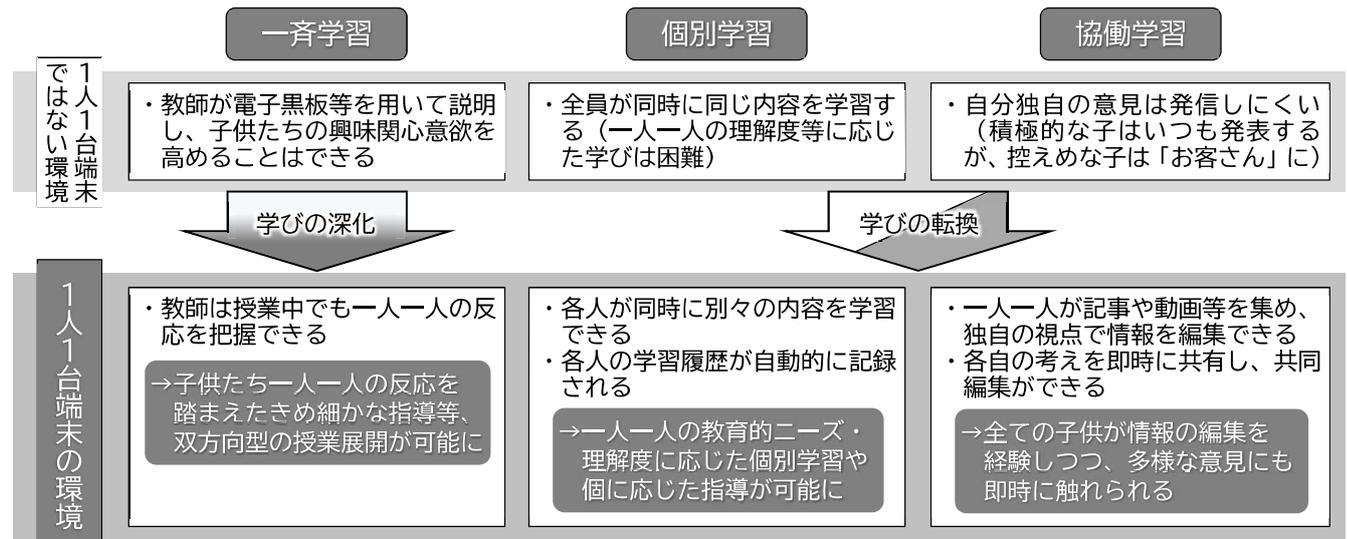
【資料2】 教科指導等におけるICT活用

GIGA スクール 構想

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す



「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ



- ◎ICTの特性や強みを生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。
- ◎情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげること。
- ◎情報技術を児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

STEP 1

“すぐにでも”“どの教科でも”“誰でも” 活かせる1人1台端末。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文書作成、プレゼンテーションソフトの利用
- 一斉学習の場面での活用
- 一人一人の学習に応じた個別学習
- ・問題を一瞬で配布したり、学び合いやまとめ・振り返りの際の一瞬で記述内容を転送し、一覧表示や拡大表示によって共有したりすることができる。
- ・習熟度に応じた学習や様々な特性を持った児童生徒に対する細やかな対応ができる。

STEP 2

教科の学びを深める。 教科の学びの本質に迫る。

- 授業の中での活用
 - (例) ・算数数学：関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する。
 - ・社会：国内外のデータを加工して可視化したり地図情報に統合したりして深く分析する。
 - ・保健体育：各自の視点で、ゲームの撮影動画を確認することでチームの特徴に応じた作戦を考える。
- 教師の活用
 - (例) ・遠隔教育による活用
 - 校外の専門家との連携や小規模校の児童生徒が多様な考えに触れる機会を設定する際等に活用する。
 - ・蓄積された教育データの活用
 - 学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積・分析・利活用することにより、児童生徒へのきめ細かい支援につなげる。

PCを「教具」から「文房具」へ
教師の指示に頼らず、筆記用具やノートを使うように、

教師主導によるICT活用

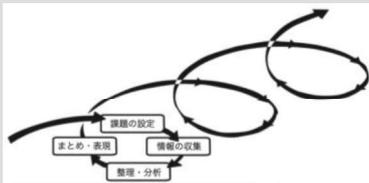


A 一斉学習		B 個別学習		C 協働学習	
A1 教師による教材の提示  電子黒板等を用いた分かりやすい課題の提示	B1 個に応じた学習  一人一人の習熟の程度などに応じた学習	B2 調査活動  インターネット等による調査	C1 発表や話し合い  考えや作品を提示・交換しての発表や話し合い	C2 協働での意見整理  複数の意見や考えを議論して整理	
B3 思考を深める学習  シミュレーション等を用いた考えを深める学習	B4 表現・制作  マルチメディアによる表現・制作	B5 家庭学習  タブレットPC等の持ち帰りによる家庭学習	C3 協働制作  グループでの分担や協力による作品の制作	C4 学校の壁を越えた学習  遠隔地の学校等との交流	

STEP 3

教科の学びをつなぐ。社会課題等の解決や一人ひとりの夢の実現に活かす。

- ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究する。



課題の設定	実社会の問題状況に関する課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

児童生徒自身が個々の興味・関心に応じた異なる目標に向けて、どのような方向性で学習を進めたら良いかを考えながら、学習を深め、広げる。
(『学習の個性化』)

児童生徒がこれまでの経験を振り返ったり、これからのキャリアを見通したりしながら、自ら適切に学習課題を設定し取り組んでいく。

工夫次第で、学びの可能性は無限大に。

学習者中心のICT活用

学習の道具として児童生徒が必要に応じて使用する

児童生徒主体のICT活用

▶▶ 端末を活用した遠隔授業 ▶▶

◎端末のオンライン会議システムを活用し、2校の複式学級の教室をつなぎ、スクリーンには相手の学校の児童、大型提示装置には2校の児童の共有ノートを映して授業をしています。普段は少人数で授業していますが、複数の意見を交流しながら授業を行うことで、思考を広げたり深めたりすることが可能になります。



(提供：葛巻町教育委員会)

【参考資料】

- ①文部科学省 StuDX Style
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ②学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext_01317.html
- ③いわて学びの改革研究事業
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1058329/index.html>



3 豊かな心の育成

取組の
方向性

- 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成
- 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- 学校における文化芸術教育の推進

人権教育の充実

※人権教育啓発リーフレット（岩手県教育委員会）

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1056156/index.html>



児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

1 「子どもの権利」の理解

※こども基本法（こども家庭庁HP）<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

- 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けない。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会、多様な社会活動に参画する機会が確保される。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される。

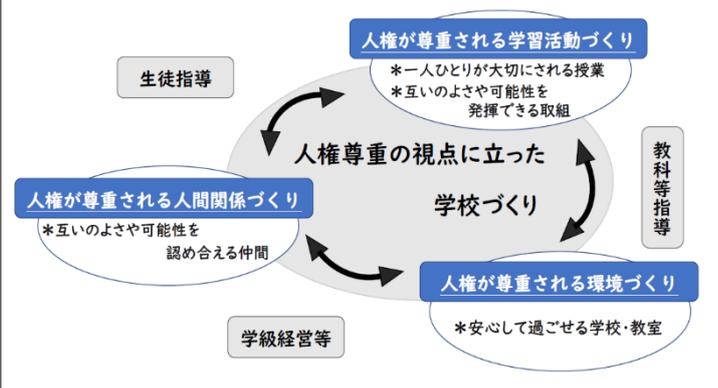
※人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】（文部科学省）

2 人権が尊重される学校づくり

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

※ 学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



- 教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- 児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重され、安心して過ごすことのできる学校を実現・維持するための環境整備に取り組む。
- いじめや暴力等に毅然とした指導を行うとともに、互いのよさや可能性を認め合える人間関係づくりに努める。

- 個別的な人権課題（外国人、アイヌの人々、性的指向や性自認等に係る偏見・差別、インターネット上の誹謗中傷等）を踏まえ、いじめや偏見・差別等を防ぐ取組を積極的に推進する。

3 人権が尊重される学習活動（授業）づくり

- 児童生徒の感情や考えを焦らず、慌てず、最後まで聴く姿勢を持つ。
- 児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断せず、その背後にある心情や意味を理解しよう心がける。
- 児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接する。
- 児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組む。

【人権が尊重される授業づくりの視点例】

○ 自己存在感を持たせる支援を工夫する。

個に応じた課題や改善方法を提示する等、教師自身が一人一人を大切にする姿勢を示す。

○ 共感的人間関係を育成する支援を工夫する。

教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりせず、一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行うことを通して「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。

○ 自己選択・決定の場を工夫して設定する。

互いの学習の仕方やまとめ方を交流する機会を設けるなど、発達段階や実態に応じて、児童生徒が学習教材、学習方法や表現方法等、自己の学びに関して選択・決定する機会を提供する。

3 豊かな心の育成

道徳教育の充実

校長の方針の下、学校の道徳教育の重点目標や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制により、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を拓いていく力を育む源として、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 学校の道徳教育の重点目標に基づく道徳教育全体計画を踏まえ、道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図り、東日本大震災津波からの復興への歩みや関連体験を通して、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、現下の状況を踏まえ、いじめや差別等の防止や安全確保等にも資するよう留意し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を通して、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになる。

1 学校組織としての取組の充実

各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、研修等を充実させながら、全教職員が協力して道徳教育を推進する。

2 全体計画、指導計画の改善及び活用

全体計画、指導計画が、児童生徒や地域等の実態、保護者や教師の願い等を踏まえ、学校の道徳教育の重点目標を踏まえた明確で実効性のあるものになっているか確認、改善し、実際に活用しながら計画的に道徳教育を推進する。

※いわて道徳教育ガイドブック増補版

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/071/849/zouhoban_2.pdf



体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 児童生徒が社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら、達成感や有用感を得ることができるよう、多様な体験活動を推進する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。

文化芸術教育の充実

心豊かに生活する基盤をつくるため、文化芸術教育を推進し、児童生徒が親しみながら、文化芸術への理解を深められるようにする。

- 文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会の充実に努める。
- 各教科・領域との関連を図りながら、教育課程全体で伝統や文化に関する指導の充実を図る。
- 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導を工夫する。
- 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動を推進する。

※いわての文化情報大事典 <http://www.bunka.pref.iwate.jp/>



4 健やかな体の育成

- 取組の方向性
- 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - 適切な部活動体制の推進

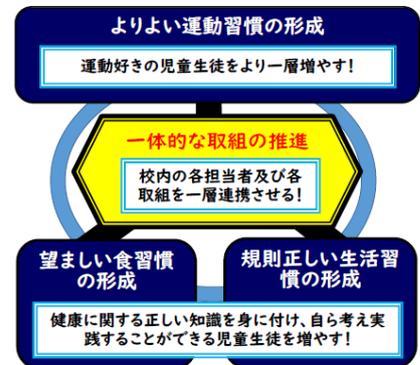
取組1 学校体育、学校保健、食育の充実

① 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進

「60（ロクマル）プラスプロジェクト」は、運動習慣、食習慣及び生活習慣を相互に関連付けた一体的な取組を組織全体で推進することを通して、一人一人のよりよい生活の確立を目指すものである。

体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものである。

- 児童生徒の体力向上及び肥満予防・改善に向け、学校と家庭、地域が連携し、「よりよい運動習慣」、「望ましい食習慣」及び「規則正しい生活習慣」の形成に向けた取組を一体的に推進する。
 - ・各習慣形成に係る担当者を中心とした、学校全体が連携した取組
 - ・チャレンジカードの活用による児童生徒の意識付け
 - ・各種調査結果、文部科学省及び県教委作成指導資料等の活用



② 運動やスポーツの多様な楽しみ方や価値の共有

- 児童生徒が体力や技能の程度、年齢、性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善を図る。
- オリンピック・パラリンピックに関する教育などにより、運動やスポーツへの興味・関心を高める取組を推進する。

③ 保健教育の充実

- 学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図る。
- 喫煙、飲酒を含めた薬物乱用防止教室の開催を推進する。
- がん教育、食に関する指導の充実を図ることにより、生涯を通じて健康的な生活を送るための力を育成する取組を推進する。

取組2 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関する方針」に基づく適正な学校部活動運営の推進

① 適切な運営等の推進

- 学校部活動の実施にあたっては、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効果的な活動及び適切な休養日の設定等による効率的・効果的な活動を推進する。

② 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の整備

- 生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備に向け、自主的・自発的な（強制的に参加させない）学校部活動及び合同部活動の取組に向けた仕組み・環境づくりを推進する。

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

取組の
方向性

- 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- 各校種における指導・支援の充実
- 教育環境の整備・充実・県民理解の促進

「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」による、「共に学び、共に育つ教育」の推進

つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

- 就学に関する保護者への事前の情報提供と就学支援、就学後の合理的配慮や適切な学びの場等の継続した検討・調整を行う。
 - 学校と保護者等とが、児童生徒の教育的ニーズや目標、指導・支援方法等について「個別の指導計画」を活用しながら確認し、「引継ぎシート」により児童生徒の様子や支援内容等を進学先に引き継ぐ。
- ※ 「引継ぎシート」の活用について、関係機関との情報共有への活用を含めた活用についての理解を深める。
 ※ 「個別の教育支援計画」に含まれる内容を「個別の指導計画」に取り入れたり、それらの内容が記載されている用紙を「個別の指導計画」と一緒にファイリングしたりしている場合についても、「個別の教育支援計画」としてみなす。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

- 適時性・継続性等の視点による段階的な支援（小中学校等、校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校による三次支援）を行う。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等を活用し、各校における指導・支援の充実や特別支援教育コーディネーターの専門性向上につなげる。

地域の特別支援学級等の充実

- 中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした地域内の複数校の特別支援学級における授業交流・研修等を実施する。

各校種の特別支援教育の推進

- 各校において、児童生徒を中心に据えた学級経営、授業づくりを行う。
- 「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」により特別支援教育に係る進路指導の充実につなげる。

教職員等の専門性の向上

- 国立特別支援教育総合研究所、総合教育センター、特別支援学校等の研修を活用し、特別支援教育に関する専門性向上につなげる。

交流及び共同学習の充実

- 「心のバリアフリーノート」を活用（文部科学省 HP からダウンロード）しながら、「交流籍」を活用した交流及び共同学習、小中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習、スポーツ活動や文化芸術活動を通じた交流及び共同学習（作品の交換等による間接的な活動を含む）等により、すべての学校で交流及び共同学習を実施する。

支える ～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の整備・充実

- 特別支援学級、通級指導教室の整備や適切な教育課程の編成を行う。

共生社会の形成に向けた県民の理解促進

- 県民向け公開講座（子どもの未来支援セミナー）や、特別支援教育サポーター養成講座（盛岡ひがし支援学校、一関清明支援学校、釜石祥雲支援学校の3会場開催）、スポーツ・文化芸術に関する各種事業について、地域の方へのさらなる周知を行い、積極的な参加につなげる。

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

取組の
方向性

- いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策や、学校いじめ対策組織を中核とした組織的な指導体制の充実により、いじめ事案に対して適切に対応する。

- 教職員の共通理解の下、「学校いじめ防止基本方針」の具体的展開を進める。
- いじめ防止等について、児童生徒による実践的な活動の充実を図る。
- 教職員の資質向上を図るため、『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』（岩手県教育委員会）、いじめ対策に係る事例集（文部科学省）等を活用した研修を実施する。

※『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』（岩手県教育委員会） マニュアル

https://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/ijime_manual/ijime_manual.pdf

※いじめ対策に係る事例集（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf



不登校対策

不登校の未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、個に応じた具体的な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。（発達支持的生徒指導の推進）
- 教育相談担当者（コーディネーター）が主導となって臨機応変に会議を開くなど、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携した学校教育相談体制を整備し、支援体制の充実を図る。

情報モラルに関する指導

児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- インターネットやSNSの利用率、携帯情報通信端末の所持率の上昇が進む中、情報モラルに基づき正しく判断し活用できる資質・能力を身に付けるため、教員研修を実施したり効果的な実践事例を情報共有したりすることで、情報モラルの指導に生かし、情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を配付するとともに、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者や地域、関係団体等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

令和7年度いじめ対策に係る重点

【重点目標】

実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、 組織的にいじめの未然防止・適切な対処に当たる

各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。

【重点取組】

【学校いじめ対策組織】 いじめの防止等の中核となる組織

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

【未然防止】 発達支持的生徒指導・課題未然防止教育

- 人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように取り組む。
- 道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【適切な対処】 課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導

- 日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めるとともに、予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける。
- 早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応を進める。
 - ① アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。
 - ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
 - ③ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
 - ④ 指導・援助プランを実施する。
 - ⑤ モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。
- 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る。

※いじめ防止対策推進法(文部科学省) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/attach/1337765.htm

※いじめ防止等のための基本的方針(文部科学省) https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_idou02-000034502_006.pdf

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_idou01-1336275_3.pdf

※生徒指導提要(改訂版)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

※岩手県いじめ防止等のための基本的な方針 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/489/kaitei_housin.pdf

7 学びの基盤づくり

取組の
方向性

- 目標達成型の学校経営の推進
- 魅力ある学校づくりの推進
- 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
- 安心・安全でより良い教育環境の整備

家庭・地域との協働による学校経営

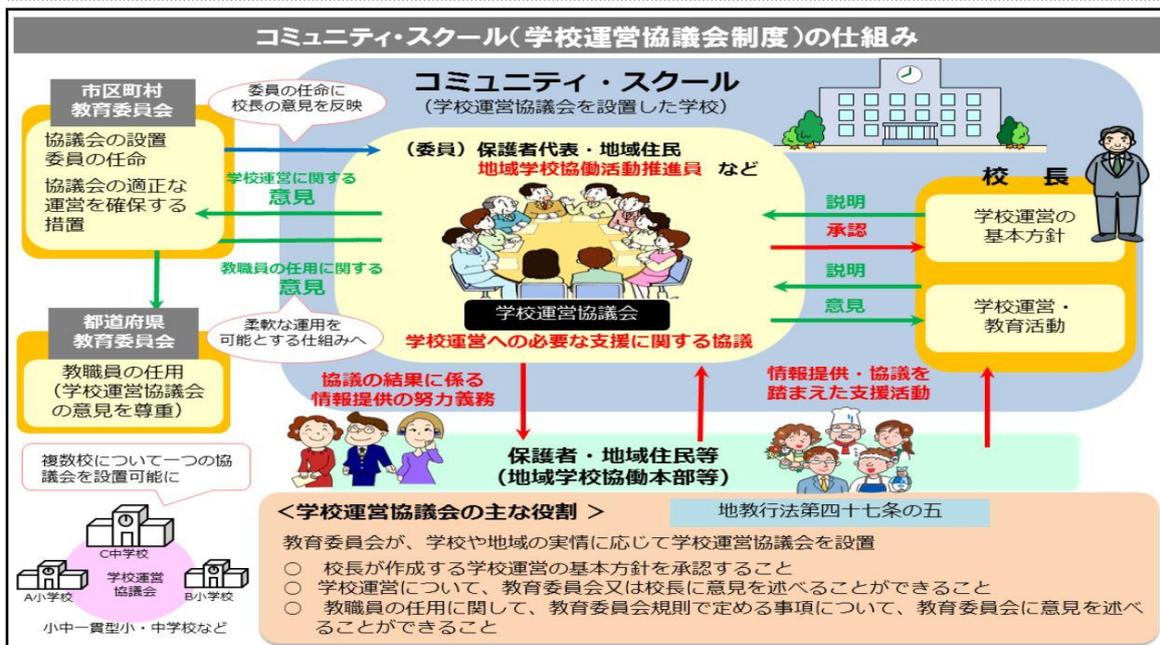
1 明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する「地域とともにある学校づくり」の推進（目標達成型の学校経営の取組の継続とコミュニティ・スクールの取組の促進）

- (1) 検証可能な目標達成型の学校経営の推進
- (2) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組

目標達成型の学校経営の取組の推進には、「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） ※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）」に基づく体制
 保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校をコミュニティ・スクール（CS）と呼び、学校と保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって特色ある「地域とともにある学校づくり」を進める体制である。
 本県においては、コミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組んでいる。



※コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
 「まなびネットいわて」→「CS(コミュニティ・スクール)情報」
<https://manabinet.pref.iwate.jp/>



2 「社会に開かれた教育課程」の実現

- (1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの三つの側面
 - ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
 - ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (2) 資質・能力の育成を目指した全ての教職員で創り上げるカリキュラム・マネジメントの推進
 - ・ 学校として育成を目指す資質・能力を明確にし、グランドデザイン等により学校の特色を示した上で、教職員と児童生徒、保護者、地域と共有していくことが重要であること。
 - ・ 全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があること。

3 教員等の資質向上

令和4年8月31日に、文部科学省において「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正、それに併せて「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が策定され、「主体的な教師の学び」、「個別最適な教師の学び」、「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示された。

このことを受け、岩手県教育委員会では、教員等育成指標を改訂し、新たな研修体系に基づく研修計画を策定し、「学び続ける教師」として教員が主体的に自らの資質向上を図っていくことのできる研修制度を構築した。

- ・ 新たな研修制度（中堅教諭等資質向上研修の対象者の見直し、ステージアップ研修〈前期・後期〉の実施）
- ・ 研修履歴の蓄積と活用
- ・ 対話に基づく受講奨励（教師と管理職との対話）

参考：p38-39【資料3】校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教員等育成指標）
p40 【資料4】新たな教師の学びの姿の実現に向けて

学校安全の確実な推進

※第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm



令和4年3月25日に、文部科学省において策定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」の取組を充実させることが重要である。

1 目指す姿

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けること。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること。
- (3) 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること。

2 推進のための方策と重点

- (1) 学校安全に関する組織的取組の推進
 - ・ 学校経営における学校安全の明確な位置付け
 - ・ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの確立
- (2) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働
 - ・ 通学時の安全確保
- (3) 学校における安全に関する教育の充実
 - ・ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実
 - ・ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関との連携の強化
 - ・ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容の学校安全計画への位置付けの推進
- (4) 学校における安全管理の取組の充実
 - ・ 安全点検に関する手法の改善
 - ・ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- (5) 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等
 - ・ 学校安全に係る情報の見える化、データ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
 - ・ 教職員等の意識を高める定期的な「安全の日」の設定等、学校における安全文化の醸成

岩手県教育委員会
危機管理マニュアル



岩手県立学校熱中症
対策ガイドライン



文部科学省
生命（いのち）の安全教育



岩手県教育委員会危機管理マニュアル <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006232.html>

岩手県立学校熱中症対策ガイドライン <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1049306/1074933.html>

文部科学省生命（いのち）安全教育 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

消費者教育

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、自ら考え自ら行動する「自立した消費者」の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

1 消費者教育と教育内容の理解 ※学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）

- 「自立した消費者」の理解 https://www.mext.go.jp/content/2021027-mxt_kyousei02-2021027110736_2.pdf
 - ・被害に遭わない消費者であること
 - ・合理的意思決定ができる消費者であること
 - ・社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること
- 学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の理解と各教育活動への位置付け



2 「自立した消費者」の育成を目指した授業づくり

- 消費者の権利・責任、消費者保護などについて学習する社会科や家庭科のみならず、他教科等においても「消費者の視点」を取り入れ、教科横断的に取り組む

※これならできる！消費者教育（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_kyousei01-20210811140444.pdf



主権者教育

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育成する。

1 主権者教育と教育内容の理解

- 主権者教育推進の背景と経緯等の理解
※文部科学省・主権者教育推進会議(令和3年3月)「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」
https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_kyoiku02-000013640_1.pdf
- 学習指導要領における主権者教育に関する教育内容の理解
※新しい学習指導要領における主な記述等
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/28/1412759_1.pdf



2 主権者教育推進の視点 ※主権者教育指導資料『主権者として求められる力』を子供たちに育むために（文部科学省）

- 教育課程全体を通じた、児童生徒が自分の意見を持ち、
他者の意見と折り合いを付けながら合意形成を図る過程の充実 https://www.mext.go.jp/content/220922-mxt-kyoiku01-000025143_0.pdf
- 教科等間の内容の関連を図った指導
- 児童会活動、生徒会活動やボランティア活動の充実
- 地域の身近な課題など現実の社会的事象の教材化及び専門家、家庭・地域との連携



環境教育

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して興味・関心をもち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

1 各教科等の特性を生かした指導

- 環境に関する基本的な知識の習得
- ESDやSDGsとの関連を踏まえた学習の推進
- 環境に関する見方や考え方の育成
- 地域住民、専門家等の外部人材の活用

2 豊かな体験活動の推進

- 環境に働きかける実践力の育成
- 身近な現象に目を向けた取組の推進

3 環境ワークブック（副読本）の活用（県環境生活部）

- 県内全小学校第5学年へ配付されている副読本の活用の推進

[リンク] <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1033222/1066090.html>



4 環境教育指導資料の活用（国立教育政策研究所）

[幼稚園・小学校編] https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_eb.pdf

[中学校編] <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/20170215.pdf>

幼稚園・小学校編 中学校編



学校図書館教育

読書活動が、児童生徒の学習の基盤となる言語能力や情報活用能力を育む上で重要なものであることを踏まえ、読書センター・学習センター・情報センター機能をもつ学校図書館を計画的に利活用し、読書活動の充実を図る。

1 読書活動の充実

- 学校図書館の計画的な利活用を位置付けた各教科等の年間指導計画の整備
- ブックリスト「改訂版いわ100きっず」「改訂版いわ100」を活用した読書活動の充実
- 児童生徒一人ひとりの読書目標の設定や読書状況の把握

2 学校図書館の整備・充実

- 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、学校図書館図書標準の達成、新聞の配備、学校司書配置の促進
- 蔵書の質を担保するための図書選定基準及び図書廃棄基準の策定
- 児童生徒にとって魅力ある学校図書館、居場所となる開かれた学校図書館の整備・充実
- 公立図書館や地域、保護者との連携

国際理解教育・帰国外国人児童生徒等教育

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会において主体的に行動できる人材を育成する。

1 持続可能な社会の担い手としての資質能力を目指した指導の充実

- 実社会における国際理解及び多文化共生の在り方についての理解を深め、国際社会に参画していこうとする意欲を育むことのできる指導の充実
- 地域の特色や資源を生かした活動、地域人材の活用

2 日本語指導の適切な指導・支援の充実を図る

- 岩手県外国人児童生徒等教育方針に基づき、基本的な考え（①外国人等子供の就学促進、②学校の受入れ体制の整備、③日本語指導・教科指導、生徒指導、進路指導等の充実）を理解する
- 帰国・外国人児童生徒等が、適切な教育課程の編成のもと、児童生徒個々の将来の夢の実現に向けて、必要な資質・能力の育成を実現できる体制を構築する
- 支援体制の構築、教育課程の編成を推進し、DLA等の評価ツールを活用し、児童生徒の現在の実態把握を確実にを行うとともに、適切な指導や支援の在り方を検討すること

※岩手県外国人児童生徒等教育方針

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/1073048.html>



小規模・複式教育

小規模校や複式学級を有する学校の特性を積極的に生かし、学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動を展開するとともに、児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導の充実に努める。

1 学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動の展開

- 地域に根ざし、地域の文化や伝統、自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- 近隣の小学校や校区の中学校等と連携した教育計画の立案と実践（集合学習、交流学习、遠隔合同授業、異校種間交流等）

2 児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導

- 少人数・複式学級など学校の特性を生かした指導計画の改善・充実並びに学習指導過程の工夫
- ICTの活用による間接指導時における自立的・協働的な学習の充実
- 「岩手の小規模・複式指導ハンドブック」、「いわての複式指導実践事例集」の活用

※複式指導資料「岩手の小規模・複式指導ハンドブック」、「いわての複式指導実践事例集」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006371.html>



各教科等の指導の要点

国 語



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.6、中 p.30

【学びの充実に向けて】

- 国語科で育む資質・能力（指導事項）を明確にし、言語活動を通して指導すること
- 単元の評価規準を踏まえ、児童生徒の学習状況を適切に見取って指導改善につなげること
- 日常の読書活動に結び付くよう、国語科における読書活動の充実を図ること
- ☆ 児童生徒一人ひとりが自ら学習を調整しながら単元の目標に向かうことができるように、学習過程を踏まえて ICT を計画的に活用すること

【今年度の重点】

1 言語活動を通して指導するために

- 国語科で育む資質・能力（指導事項）に基づいた単元の目標を設定すること
- 言語活動例を参考にして、目標を達成するために適した言語活動を位置付け、課題解決の過程を重視した単元を構想すること
- 課題解決の過程において、児童生徒に特に粘り強く取り組んでほしい内容を単元の目標に沿って明らかにし、自らの学習の調整が必要となる活動場면을計画的に設定すること

2 児童生徒の学習状況を適切に見取って指導改善につなげるために

- 単元の全体像を見通しながら評価場面を精選し、評価方法を工夫すること
- 目標とする資質・能力が発揮された学びの姿（記述や発言内容等）を具体的に想定すること
- 目標に向かう学習状況の評価を指導に生かし、児童生徒一人ひとりの学習の成立を促すこと

3 読書活動の充実を図るために

- 〔知識及び技能〕(3)の「読書」に関する指導事項と関連を図りながら、単元に読書活動を積極的に位置付け、多くの本や新聞、関係資料等の情報を活用する指導を行うこと

社 会



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.8、中 p.32

【学びの充実に向けて】

- 単元等の内容のまとまりを通して育成を目指す資質・能力を明確にし、児童生徒が社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を充実すること
- 評価したことを教師の指導改善や児童生徒の学習改善につなげること
- ☆ 児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるようにすること

【今年度の重点】

1 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動の充実

- 児童生徒が、どのような資料や問いなどから社会的な見方・考え方を働かせる（どのような視点に着目し、どのような方法で考えたり選択・判断したりする）か想定し、単元を構想すること
- 児童生徒の問題（課題）意識を醸成し、社会的事象等から学習問題（課題）を見いだすことができるよう留意すること
- 学習問題（課題）に対する予想（自分の考え）をもとに、問題（課題）解決の見通し（調べる視点や方法）をもって協働的に追究し、社会への関心を高めることができるような学習過程にすること
- 児童生徒が諸資料などから必要な情報を適切に収集し、読み取り、まとめる学習活動や、追究した社会的事象の特色や相互の関連、意味などを（多面的・）多角的に考察し、表現する学習活動を設定し、意図的・計画的に指導すること
- 単元の中で、児童生徒が学習問題（課題）の解決などに向けて粘り強い取組を行おうとしたり、その中で自らの学習を調整しようとする学習活動や学びを振り返る時間を担保すること

2 評価したことを児童生徒の学習改善につなげる

- 児童生徒の学びの姿を具体的に想定した評価規準を設定し、場面や方法を精選して適切に見取ること
- 見取った（評価した）学習状況を児童生徒にフィードバックする機会を充実させること

3 児童生徒による1人1台端末の効果的な活用

- データを加工して地図情報に統合し深く分析する、クラウド上で学習履歴を蓄積し自らの学習状況を把握するなど、児童生徒が目的に応じて効果的に端末を活用することができるよう工夫すること

各教科等の指導の要点

算数・数学

「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.10、中 p.34

【学びの充実に向けて】

- どのような数学的な見方・考え方を働かせ、どのような数学的活動を通して、どのような数学的に考える資質・能力を育むのかというねらいを明確にして授業づくりをすること
- 「目標と指導と評価の一体化」の視点から、「指導に生かす評価」の日常化を図り、学習評価を児童生徒の学習改善と教師の指導改善につなげること
- ☆ 1人1台端末を適切に活用し、ICTの特性や強みを生かして、学習の効果を高めること

【今年度の重点】 「どの子も伸びる授業」の実現を目指して

できる

わかる

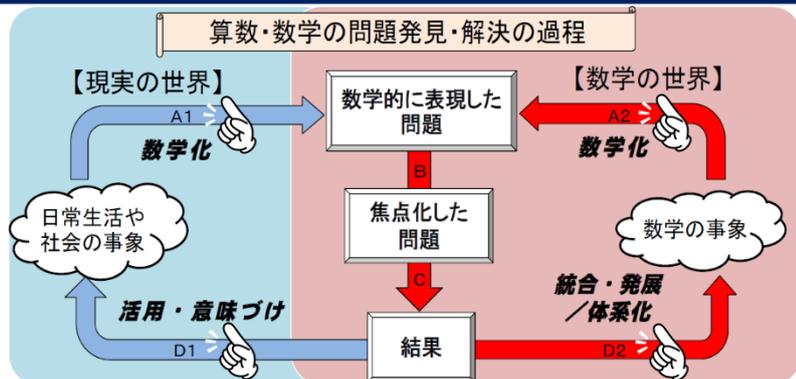
使える

- 1 「単元の指導と評価の計画」を作成し、活用する
 - 単元で育成したい資質・能力を明確にし、その評価場面や評価方法を吟味すること
 - 設定した評価方法や評価問題から、授業展開における重点を明確にして指導すること
 - ▶ 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック補助資料【中学校数学】や「いわて五ツ星の授業づくり」等の指導資料の活用（Google ドライブからダウンロード可能）
 - ※リンクは冊子版に記載
- 2 数学的に考える資質・能力を着実に育成する
 - 粘り強く学習に取り組んだり、自らの学習を調整したりする姿を引き出す展開を工夫すること
 - 単元の中で、自己選択・自己決定の場を適切に設定するなどの工夫により、「指導の個別化」と「学習の個性化」を図ること

〔例〕自分に合った学習方法や学習形態を選択して取り組めるようにする

〔例〕興味・関心や習熟度等に応じて選択して取り組める課題を適宜用意する
 - 諸調査結果の分析からつまづきを把握し、指導に生かすこと
 - ▶ 全国学調報告書の「授業アイデア例」や、県学調の「授業改善の手引」等の活用
- 3 算数・数学を学ぶ楽しさや、数学的に考えるよさを実感できるようにする
 - 対話を通してよりよい考えに高めたり、数学的な本質を明らかにしたりする活動に取り組むこと
 - 学んだことを活用したり、統合的・発展的に考えたりする場面を積極的に取り入れること
- 4 1人1台端末等の ICT を活用し、算数・数学をよりよく学べるようにする
 - 算数・数学の学習過程との関連で活用すること（デジタル教科書、授業支援ツール等の活用）
 - 算数・数学で育成を目指す資質・能力との関連で活用すること（図形アプリ、グラフアプリ、デジタルコンテンツ等の活用）

算数・数学の学習過程のイメージ



“ぐるぐるの図（通称）”に基づく
単元デザインと授業づくり

〔この図は、単位時間ですべての過程を遂行することを求めているものではない〕

- ★ AやDの過程を重視する場面を単元計画に適切に位置付けること
- ★ 単元の後半などで、これらの過程全体を自立的・協働的に遂行する機会を設定すること
- ★ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成につながるようにすること

日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に処理し、問題を解決することができる。

数学の事象について統合的・発展的に考え、問題を解決することができる。

事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的・協働的に解決することができる。

各教科等の指導の要点

理 科



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.12、中 p.36

【学びの充実に向けて】

- 単元等のまとまりの中で育む資質・能力を明確にし、理科の見方・考え方を働かせた問題解決の活動（小）、科学的に探究する活動（中）を設定すること
- 理科の授業で学習したことを、日常生活や社会と関連させ、児童生徒が理科を学ぶ意義や有用性を実感できるようにすること
- ☆ 理科の特質に応じて、ICTを活用する場面を適切に選択し、効果的に活用すること

【今年度の重点】

1 問題解決の（科学的に探究する）活動の充実を図る

- 児童生徒が問題（気づきや疑問など）を見だし、予想・仮説を検証するための方法等、学習問題（課題）解決への見通しをもてるようにすること
- 児童生徒が観察、実験等、充実した体験活動を保障した指導計画を工夫すること
- 予想・仮説、解決方法の発想（立案）、考察する場面では、既習事項や生活経験、観察、実験結果を基（根拠）に自分の考えをまとめる場を設定し、その上で話し合い（説明）ができるようにすること
- 予想（仮説）通りにならない場面では、原因を考え、新たな解決方法を発想しながら、粘り強く学習問題（課題）を解決することができるようにすること
- 対話的な学びの場を位置付け、自分の考えの発表することや、友達の考えと比べることにより、自分の考え等を評価したり改善（自己調整）したりできるようにすること

2 日常生活や社会との関連を重視する

- 学習を通して獲得した知識を実際の自然や日常生活に適用できるようにして、「理科を学ぶことの意義や有用性」を実感できるように工夫すること

3 「指導と評価の一体化」が位置付いた授業づくりの充実を図る

- 単元等のまとまりを通して、目標や指導計画を作成し、評価場面や評価方法等を計画する。
- 単元等のまとまりの中に意図的、計画的に振り返りの場を設け、児童生徒一人ひとりに自分の学びや変容に気付かせるようにすること

生 活



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.14

【学びの充実に向けて】

- 2年間を見通した指導計画により、生活科の単元の特徴を大切に、妥当性・信頼性のある評価を行い、授業改善につなげていくこと
- 活動や体験を通して、低学年らしい思考や認識や意欲等を確かに育成し、次の活動へつなげる学習活動を展開すること
- ☆ 生活科の特質を踏まえ、ICT機器を場に応じて効果的に活用すること

【今年度の重点】

1 教科等間の横のつながりと、幼児教育から中学年の発達段階に応じた縦のつながりを意識すること【結節点】

- 児童の主体的な活動の実現のために、他教科等との合科的・関連的な指導を行うことや、幼児期の教育において育まれてきた資質・能力を生かしたスタートカリキュラムと架け橋期のカリキュラムを作成・実施・改善するとともに、中学年以降の学びにつなげることを意識すること

2 生活科における究極的な児童の姿である「自立し生活を豊かにしていくこと」を目指すこと【三つの自立】

- 児童の学習上の自立、生活上の自立、精神的な自立という三つの自立の基礎を養うことを目指し、幼児期の教育において育まれたことを基礎にしながら、将来の自立に向けてその度合いを高めていくこと
- 児童一人ひとりの思いや願いに基づいた活動や体験を通して、児童の気づきの質が高まるよう、伝え合いや振り返りなどの手立てを講じること

各教科等の指導の要点

音 楽

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.16、中 p.38

【学びの充実に向けて】

- 題材を通して児童生徒にどのような資質・能力を育むのかを明確にし、目標を実現している児童生徒の具体的な姿（状況例）を想定して授業をすること
- 児童生徒が主体的に音や音楽を聴き取り（知覚し）、そのよさや特質を感じ取り（感受し）ながら、思いや意図をもって音楽表現を工夫したり音楽を聴き深めたりすることができるように、題材構成及び学習過程（指導過程）を工夫すること
- ☆ 児童生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるように、授業のねらいに応じて ICT を効果的に活用すること

【今年度の重点】

1 「指導事項」と〔共通事項〕を明確に位置付け、指導と評価の一体化を図ること

- 「指導事項」と〔共通事項〕に関わる「思考・判断のよりどころとなる音楽を形づくっている要素」を明確化し、指導内容を焦点化すること
- 何を学び、どのような力を身に付ければよいか分かるように、学習のねらいを具体化し、児童生徒の課題意識を高めること
- 児童生徒の具体的な発言や記述、技能等の状況例を想定し、評価、授業改善につなげること
- 児童生徒の状況に応じて指導や手立てを工夫し、児童生徒が自らの学習を調整しながら学ぶことができるようにすること（児童生徒一人ひとりの学習状況の見取りを丁寧に行うこと）

2 音楽活動を通して音楽的な見方・考え方を働かせ、資質・能力を育成すること

- 音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を聴いて、どのような感じがしたのか、そのように感じた根拠は何かを、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えるようにすること
- 捉えたことを言葉や音楽活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって主体的に表現を工夫するなどして自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けるようにすること

図画工作・美術

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.18、中 p.40

【学びの充実に向けて】

- 育成する資質・能力と学習内容との関連を明確にし、表したいこと（主題）や材料・用具、表現方法について幅をもたせ、自己選択や自己決定につながるような授業改善を図ること
- 形や色の特徴や働きを造形的な視点で捉え、自分にとっての意味や価値をつくりだし、授業のねらいを達成する手立てとして「言語活動」を位置付けて指導をすること
- 生活の中の造形や美術文化への関心を高め、理解を深めることができるように指導すること
- ☆ 活動の過程や作品を ICT 端末のカメラ機能を使って撮影、保存したり、教科書の二次元コードからコンテンツ等を活用したりするなど、自分の成長やよさ、可能性など学びが実感できるように ICT を効果的に活用すること

【今年度の重点】

1 自己選択や自己決定につながる授業改善の視点

- 表現と鑑賞のバランスや関係性を考慮しながら、指導計画を作成すること
- 児童生徒の経験や気付きを生かした導入によって題材への興味関心を高め、児童生徒が活動の見通しをもつことができるようにすること
- 材料や用具の特徴を生かしながら、材料・用具や表現方法に幅をもたせ、自分の表現方法を見付け出せるようにすること
- 発想や構想したことなどを基に、表現の意図に応じて、自分らしくつくったり表したりできるようにすること

2 授業のねらいを達成する手立てとして「言語活動」を位置付ける学習活動の展開

- 〔共通事項〕の視点を基にして、授業のねらいを達成する手立てとして「言語活動」を位置付けること
- 発想場面や鑑賞場面において、感じ取ったことや考えたことを言葉や文章で表したり、友人の多様な見方や感じ方に触れたりして、自らの考えや表現を深められる場面を設けること

3 生活の中の造形や美術文化への関心を高める工夫

- 生活や社会とのつながりに気付いたり、考えたりすることができるような学習活動を設定すること
- 校内に児童生徒作品や美術作品などを掲示し、美的な環境づくりに努めること

各教科等の指導の要点

家 庭

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック(岩手県版)小 p.20

【学びの充実に向けて】

- 中学校家庭分野への接続を意識し、問題解決的な学習過程の中で、実践的・体験的な学習活動を充実させ、実感を伴った理解と生活場面での知識及び技能の活用を目指すこと
- ☆ 「知識・技能」の確実な習得と、協働的な学びの充実のために ICT を活用すること

【今年度の重点】

1 問題解決的な学習と実践的・体験的な活動の充実を図る

- 生活を見つめることを通して、日常生活から問題を見いだして課題を設定すること
- 活用できる能力として、「分かって・できる」という基礎・基本の習得を目指すこと

2 生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を明確にし、授業を設計する

- 各内容の導入的な学習で「生活の営みに係る見方・考え方」の視点を児童が意識できるようにすること
- 学習指導要領解説の指導内容を確認し、具体的な目標を設定した上で、題材全体を通して「課題を解決する力（①課題設定する力 ②様々な解決方法を考える力 ③実践を評価・改善する力 ④考えたことを表現する力）」を育むことができる構成にすること

技術・家庭

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック(岩手県版)技 p.44 家 p.46

【学びの充実に向けて】

- 技術・家庭科で育成を目指す資質・能力を確認し、3年間の指導計画を見直すこと
- 生徒が問題を見だし課題を設定し、見直しをもって解決に取り組むことができる授業、生徒が自己調整しながら学習を進めることができる授業を実施すること
- ☆ 1人1台端末とクラウド環境を活用した授業を実施すること

【今年度の重点】

分野 共通	<p>1 技術・家庭科の3年間の指導計画を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程を適切に実施するために、各項目の授業時数の配当を見直すこと ○ 資質・能力の発達の視点から問題解決の難易度を考慮し、3年間を見通した指導計画を作成すること <p>2 生徒が主体的に問題発見、解決に取り組むことができる授業を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業の設計（指導事項、題材構成、教材解釈、製作題材、学習評価）、授業の構成（実態把握、学習課題、授業展開、まとめ、振り返り等）の両面から授業づくりを行うこと ○ かく、表す、検討する、試行錯誤する、記録する、指示するなどの活動において、1人1台端末を使う選択権を生徒に委ね、それらの活動における情報共有をスムーズに行うことができる学習環境を整えること
技術 分野	<p>3 内容「D情報の技術」(2)及び(3)（プログラミングの指導内容）を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ D(2)及び(3)の指導内容を確認し、確実に実施すること ○ 生徒がプログラミングによる問題解決に取り組むことができるように、必要な教材を整備すること
家庭 分野	<p>3 題材の「指導と評価の計画」の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領解説の指導内容を確認し、小学校から高等学校までの学習のつながりを踏まえて、明確なねらいを設定すること ○ 題材全体を通して「課題を解決する力（①課題設定する力 ②様々な解決方法を考える力 ③実践を評価・改善する力 ④考えたことを論理的に表現する力）」を育み、評価できる計画を立てること

※<家庭>、<技術・家庭>においては、安全管理、安全・衛生指導の徹底が授業の前提条件である。
例：（1）施設・設備、機器・工具類等の日常的な点検・整備、及び環境整備（換気や整理整頓等）の徹底
（2）防護眼鏡や防塵マスク等、作業内容に応じた適切な保護具の使用の徹底

各教科等の指導の要点

外国語活動・外国語



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.24、中 p.48

【学びの充実に向けて】

- 「言語活動を通して」外国語活動・外国語の目標、領域別の目標の達成に向けて指導すること
- 「内容のまとまりごとの評価規準」を設定し、「指導と評価の一体化」を一層推進すること
※外国語活動の「内容のまとまり」…三つの領域 ※外国語の「内容のまとまり」…五つの領域
- 小・中・高等学校を通して「コミュニケーションを図る資質・能力（素地・基本）の育成」という目標を実現するために、校種間のつながりを意識すること
- ☆ 学習者用デジタル教科書等 ICT を日常的に活用し、言語活動の更なる充実を図ること

【今年度の重点】

- 1 「言語活動を通して」外国語活動・外国語の目標、領域別の目標の達成に向けて指導すること
 - 目的や場面、状況等を明確に設定した言語活動を通して、児童生徒が主体的に自分の思いや考えなどを表現したり伝え合ったりしたくなるようなゴールの活動を工夫すること
 - 言語活動を通して、児童生徒が「伝えたい内容（内容面）」と「内容を表すための英語表現（言語面）」の両方についてまとめと振り返りを行い、学んだことの意味付けを既得の知識や経験と新たに得られた知識を言語活動で使用することで、思考力・判断力・表現力等が育成されるように工夫すること
- 2 「内容のまとまり（各領域）ごとの評価規準」を設定し、「指導と評価の一体化」を一層推進すること
 - 単元の評価規準に基づき、バックワード・デザインによる指導計画とすること
 - 予め設定した評価場面や評価方法に基づき、児童生徒のよさや進歩の状況を見取り、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かす評価を行うこと
- 3 学習者用デジタル教科書等 ICT を日常的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ること
 - 児童生徒が自分のペースで正確な英語の音声等を十分に視聴する時間の確保や整理された各自の考えを即時にペアやグループで共有して気付きを得る機会の設定等、ICT 機器の機能を最大限、効果的に活用し、言語活動や評価の更なる充実を図ること

【各校種で重視するポイント】

小学校

- 児童がコミュニケーションの楽しさや大切さを実感し、言葉の面白さや豊かさ、多様なものの見方や考え方に気付く指導の工夫を行うこと
- 校内研修を通して全教員が授業づくりの基本的考え方等を理解し、学級担任、専科教員、ALT が連携し、深い児童理解を基にそれぞれの強みを生かした授業を行うこと
- 児童の進学先となる中学校及び同一中学校区内の小学校との連携を充実を図ること
- 学年ごとの学習到達目標を CAN-DO リスト形式で設定すること等により、英語を用いて何ができるようになるか、児童と共有する工夫を行うこと

中学校

- 定期的な授業参観や情報交換を通して、域内の小学校における指導内容を把握し、1年時の円滑な接続に資すること ※3～6学年の学習状況（学習履歴）を把握すること
- 英語による授業を行うことを基本とし、生徒一人ひとりの英語力の定着状況を把握しながら、着実に個々の力が伸びるための手立てを講じること
- 家庭学習（ICT の活用を含む）と連動した授業により、自律的な学習を促すこと
- 「英語で何ができるようになるか」を示した CAN-DO リスト形式の学習到達目標を、生徒と教師が共有し、複数の技能を統合した言語活動の一層の充実を図ること

【ALT 等の人材を活用から参画へ】

児童生徒が生きた英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーションの場面とするために、ALT 等をパフォーマンステストの相手や発音指導の際のモデルに留めず、児童生徒が身に付ける資質・能力を共有し、授業構想の段階から協働で授業づくりを行う等、ALT の参画を図ること

各教科等の指導の要点

体育・保健体育

【学びの充実に向けて】

- 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につながるよう、学年や校種の系統性を踏まえて年間指導計画及び単元計画を見直すこと
- 学習指導要領解説の内容を確認し、各観点における指導内容を明確にした上で、単元計画の作成、教材及び発問の工夫を行うこと
- 「指導と評価の一体化」に向けて、指導する事項及び評価の観点と評価方法を明確にし、いつ、何を、どのように評価するのかを計画すること
- ☆ ICTを活用し、個に応じた指導の充実を図ること

【今年度の重点】

1 児童生徒の実態に応じた指導につなげる情報活用

- 児童生徒の意識（好き・嫌い） ○ 年間指導計画に基づく指導内容及び関連指導資料
- 体力・運動能力に関する調査結果と「5つの運動特性」との関連

2 充実した学習活動につなげる工夫

- 運動従事時間の確保（説明や指示内容の整理、待機時間の削減）
- 育成すべき資質・能力の三つの柱を意識した「発問」と「問い返し」
- 課題解決に向けて、運動を通じた試行錯誤の機会の確保

【5つの運動特性】

- すばやさ
- 力強さ
- 体の柔らかさ
- タイミングの良さ
- 動きを持続する能力

3 運動の多様な楽しみ方の共有

- 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず楽しむための学習方法の工夫
- 原則として男女共習による学習【中学校】



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.22、中 p.42

小学校



中学校



特別の教科 道徳（道徳科）

【学びの充実に向けて】

- 道徳性を構成する諸様相を育てるために、道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を展開すること
- 学校全体で「評価の視点」を共有し、児童生徒一人ひとりの個人内の成長の過程を重視し、児童生徒が自らの成長を実感するような評価を心がけること

【今年度の重点】

1 指導の意図を明確にした授業構想

- 学校の道徳教育の全体計画及び年間指導計画に基づき授業を構想し、計画的、発展的な指導を行うこと
- ねらいとする道徳的価値（内容項目に含まれるもの）について、学習指導要領に基づき、明確な指導観をもつこと
- ねらいとする道徳的価値について、日頃どのような指導を行ったか、その結果としての児童生徒のよさや課題を確認し、本時で考えたいことを明らかにすること
- 授業者の意図、児童生徒の実態を基に、教材をどのように活用し、どのような学習を行うのか明らかにすること

【留意すべき諸側面】※道徳科の目標に明記

- ① 道徳的諸価値を理解（価値理解、人間理解、他者理解）する
- ② その理解を基に自分を見つめる（自分のこととして自分自身との関わりで考えを深める）
- ③ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える
- ④ 自己の（人間としての）生き方について考える

道徳性を養うために行う学習活動
※道徳性を構成する諸様相

- ・道徳的判断力
- ・道徳的心情
- ・道徳の実践意欲
- ・道徳的態度

2 児童生徒が自らの成長を実感するような評価

- 道徳科の評価の視点を学校全体で共有し、評価の考え方について共通理解を図り、資料や方法等を明確にしながら組織的に推進すること
- 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に見取り、よさを認め、励ます個人内評価を行うこと

※いわて道徳教育ガイドブック

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/028/251/doutokukyokuiku.pdf



各教科等の指導の要点

総合的な学習の時間

「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.26、中 p.50

【学びの充実に向けて】

- 各学校において定める目標、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力の三要素を明らかにし、各学校の全体計画に基づく学習活動を行うこと
- 自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うにふさわしい探究課題となっているか確認すること
- ☆ ICT活用が情報活用能力等の育成と密接に関わる領域であることを共通理解すること

【今年度の重点】

1 「探究的な学習の過程」を一層重視した指導計画とすること

- 探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力が、他教科で育成する資質・能力と相互に関連付けられ、実社会・実生活の中において総合的に活用されることを想定すること
- 年間や、単元など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るように指導計画を作成すること
- 幼児期や小・中学校における学びが、自ら問いを見いだし探究することのできる力の育成を目指す高等学校の総合的な探究の時間の土台となっていることを認識し、児童生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することを重視すること

2 カリキュラム・マネジメントの軸となり得る学習活動であるか確認すること

- 学習の基盤となる資質・能力を育むために、考えるための多様な技法を活用すること
- 体験活動や ICTを活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を適切に設定し、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら課題の解決に向けて取り組む横断的・総合的な学習を行うこと

『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開』文部科学省（小学校編、中学校編）



特別活動

「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.28、中 p.52

【学びの充実に向けて】

- 特別活動における「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点を意識して、特別活動で育成を目指す資質・能力を明確にすること
- 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、特別活動の内容の特質に即して児童生徒が自ら考え、参画意識を高めていくような自主的、実践的な活動を展開すること
- 児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価できるようにすること
- ☆ 特別活動の学習の一層の充実を図るため、ICTを効果的に活用すること

【今年度の重点】

特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図っていくこと

1 育成を目指す資質・能力を明確にした指導を行うこと

- 主として何を指すかについて、児童生徒の実態や課題等から適切に判断し、内容の焦点化・重点化を図り、活動を明確にすること

2 各教科等の学びを実践につなげること

- 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で生きて働く汎用的な力に高めること

3 学級や学校の文化を創造すること

- 楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させること

4 児童生徒が自信を持ったり、意欲を高めたりすることにつながる評価とすること

- 内容のまとまりごとの評価規準を作成し、教職員で共通理解を図ること
- 児童生徒一人ひとりのよさや可能性を積極的に評価すること

5 新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと

- 学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようキャリア・パスポートを活用すること



『特別活動指導資料』文部科学省（小学校編、中学校編、高等学校編）

【資料3】

校長及び教員としての資質の

(教諭)

キャリア・ライフステージ 年齢 (目安) 教職経験年数 (目安)	採用時 (～22歳)	基礎力の形成期 (23歳～27歳) 1～5年	実践力の向上期 (28歳～32歳) 6～10年	
校内での役割		学級担任、副担任等		
目指す教員像	学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任校における学校勤務の経験を通じて、教育活動に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。	複数の学校勤務の経験を通じて、教諭としての基盤を確立し、自らの実践を常に振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。	
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)		初任者研修	2年目研修 3年目研修 教職経験者 5年研修 (6年目)	
1 教員としての素養	<p>自ら学び続ける意欲・探究心</p> <p>使命感、責任感、倫理観</p> <p>教育的愛情、人権意識</p> <p>豊かな人間性</p> <p>コミュニケーション力</p> <p>課題に立ち向かう力</p>	<p>全ての児童生徒の可能性を引き出すため、「個別最適な学び」「協働的な学び」など「令和の日本型学校教育」を理解するとともに、時代</p> <p>教員としての使命や責任、岩手の教育を担う一員であることを深く自覚し、教育への情熱と誇り、高い倫理観を持っている。また、岩手の</p> <p>教育に携わる者として児童生徒に対する深い愛情を持ち、真剣に向き合っている。また、「子どもの権利条約」や「こども基本法」などの</p> <p>豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。</p> <p>学校内外の様々な背景・価値観を持つ人々との対話を通して、円滑なコミュニケーションを図るとともに、チームとして課題解決に取り</p> <p>心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って、新たな教育課題を含む様々な課題</p>		
2 学習指導力	<p>カリキュラム・マネジメント</p> <p>教科教育等の専門性</p> <p>確かな学力を育む授業</p>	<p>学習指導要領等に基づくカリキュラム・マネジメントに関する基礎・基本を理解している。</p> <p>各教科等に求められる資質・能力を理解し、必要な知識・技能を身に付けている。</p> <p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、授業に関する基礎・基本を理解している。</p>	<p>学校教育目標に基づく教育課程を理解し、学びの連続性や教科等横断的な視点を持って、学習指導を実践している。</p> <p>各教科等に求められる資質・能力や、指導と評価に関する理解のもと、教材研究等を実践している。</p> <p>児童生徒の発達段階を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の観点から、学習者中心の授業となるよう改善を図っている。</p>	<p>教育課程の編成・実施・評価・改善の状況を踏まえ、学びの連続性や教科等横断的な視点を持って、学習指導を実践している。</p> <p>各教科等に求められる資質・能力を明確に理解し、指導と評価の改善を図りながら、教材研究等を実践している。</p> <p>児童生徒の発達段階を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の観点から学習過程を構想するなど、学習者中心の授業となるよう改善を図っている。</p>
3 生徒指導力	<p>発達支持的生徒指導</p> <p>いじめ等の問題行動・不登校等への対応</p> <p>教育相談</p>	<p>学級担任の役割や職務内容を理解し、学級経営や児童生徒の多様性に合った指導のための必要な知識を身に付けている。</p> <p>児童生徒のいじめ等の問題行動・不登校等に関する基礎・基本を理解している。</p> <p>児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。</p>	<p>学級経営の方針に基づき、集団指導及び個人指導の両面から、全ての児童生徒に対する必要な生徒指導を実践している。</p> <p>いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努め、兆候を発見する視点を持って児童生徒一人一人と向き合うとともに、他の教員や関係機関との連携を心がけている。</p> <p>学校の教育相談体制を理解し、必要に応じて助言を受けながら、随時的・計画的に教育相談の機能を教育活動に生かしている。</p>	<p>学級・学年・部活動など様々な場面において、多様性を踏まえた児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導の両面から発達支持的生徒指導を実践している。</p> <p>いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努めるとともに、実践や研修等を通じながら発生時の対応スキルを身に付け、組織的に児童生徒の成長を支援している。</p> <p>実践や研修等を通してカウンセリングや教育相談に関する技法を身に付けるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と積極的な情報共有に努めている。</p>
4 マネジメント力	<p>学校組織における連携・協働</p> <p>危機管理</p> <p>関係者等との連携・協働</p>	<p>学校組織や校務分掌等について理解している。</p> <p>学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。</p> <p>学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。</p>	<p>校内における自己の役割を理解し、必要に応じて同僚の助言を受けながら業務を推進している。</p> <p>常に児童生徒の安全や健康に配慮し、日頃から同僚との情報の報・連・相に努めている。</p> <p>学級や部活動等で、担当する児童生徒の保護者と積極的なコミュニケーションに努めている。</p>	<p>分掌内の動きを見通し、同僚と協働して業務を推進しながら、分掌運営に必要なスキルを向上させている。</p> <p>危機的・確かな予測や、危機を察知した際の迅速な対応を意識して行動している。</p> <p>保護者や地域など、関係者と良好な関係を築き、教育活動に生かしている。</p>
5 復興教育の視点	<p>「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。</p>	<p>復興教育の理念や3つの教育的価値などを理解するとともに、児童生徒が震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を実践している。</p>	<p>地域の実情・課題に応じて、児童生徒が、機関と積極的に関わりながら、震災の経験やを展開し、復興・発展を支える人づくりに取り組</p>	
6 キャリア教育の視点	<p>キャリア教育の考え方や重要性を理解している。</p> <p>社会や経済の状況に関心を持っている。</p>	<p>本県のキャリア教育の考え方や学校の実情などを理解し、学びの連続性や社会との接続を意識しながらキャリア教育を実践している。</p>	<p>家庭、地域、企業、関係機関との関係をしている。</p> <p>児童生徒の主体的な進路選択に資する</p>	
7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点	<p>特別支援教育</p> <p>多様性への配慮</p>	<p>共生社会の実現に向けた、特別支援教育の理念や指導方法について理解している。</p> <p>児童生徒の多様性や、個々の教育ニーズに応じた指導の重要性について理解している。</p>	<p>児童生徒一人一人の特性や学習状況の理解に努め、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働を進めて、指導内容や指導方法を工夫している。</p> <p>特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持って支援している。</p>	<p>教職員間の共通理解の促進や関係機関との連携・協働のもと、個別の指導計画に基づいた指導を行い、客観的な視点による評価を行いながら指導を改善している。</p> <p>特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持って支援しながら、学習上・生活上の支援の工夫を行っている。</p>
8 ICTや情報・教育データの活用視点	<p>ICTや情報・教育データの活用意義を理解している。</p>	<p>学校におけるICT活用意義を理解し、授業や校務等での積極的・効果的な活用を図る</p> <p>幅広く教育データを活用し、自らの指導の改善と、児童生徒の学習の改善を図ることで、</p>		

向上に関する指標(教員等育成指標)

実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～
主任職(学年、校務分掌)		
学校運営の中堅として、学校全体を見渡す視野を持ち、若手教員の模範となりながら職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教員の資質向上を支援しながら、校内外に広く目を向け、関係者と連携して学校運営を牽引している。	教諭としてのこれまでの実践を基に、総合力を発揮しながら円滑な学校運営に貢献している。 また、教員としてのこれまでの豊富な経験を踏まえ、若手教員へのサポートを行うなど、人材育成に貢献している。
中堅教諭等 資質向上研修 (11年目)	ステージアップ 研修<前期> (45歳～)	ステージアップ 研修<後期> (55歳～)
<p>や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を高めながら、自律的に学び、探究する姿勢を持ち続けている。</p> <p>未来を担う児童生徒の生命を尊重し、自ら、そして組織におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでいる。</p> <p>理念を踏まえ、人権尊重の意識を身に付けている。</p> <p>組むことの重要性を深く認識している。</p> <p>解決に取り組んでいる。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施・評価・改善を主体的に進めながら、学びの連続性や教科等横断的な視点を持って学習指導を実践し、若手教員に模範を示している。 各教科等に求められる資質・能力を明確に理解し、指導と評価の改善を図りながら、教材研究や教材開発を実践し、若手教員に模範を示している。 児童生徒の発達段階や多様性を踏まえて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、学習者中心の授業実現の観点から、積極的に研究授業の授業者を務めるなど、若手教員に模範を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施・評価・改善に関する中核的役割を果たすとともに、学びの連続性や教科等横断的な視点を持って、学習指導の充実を牽引している。 各教科等に求められる資質・能力に基づき、指導と評価の充実に向けて組織的に取り組み、教科教育等の専門性向上を牽引している。 児童生徒の発達段階や多様性に配慮しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組み、学習者中心の授業が学校全体で展開されるよう牽引している。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施・評価・改善に関する指導的役割を果たすとともに、学びの連続性や教科等横断的な視点を持って周囲に助言するなど、学習指導の充実へ貢献している。 各教科等に求められる資質・能力に基づき、指導と評価の充実に向けて組織的に取り組み、同僚教員に助言するなど、教科教育等の専門性向上に貢献している。 児童生徒の発達段階や多様性に配慮しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、学習者中心の授業づくりに向けた助言など、学校全体の授業改善に貢献している。
<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭など様々な立場の同僚との連携のもと、多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った発達支持的生徒指導を実践している。 校内での研修や情報共有に主体的に取り組み、若手教員のスキル向上を支援しながら、いじめ等の問題行動・不登校等に関する学校の対応力向上に取り組んでいる。 実践を通してカウンセリングマインドを身に付け、教育活動や保護者面談等に教育相談的配慮を生かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に向けて同僚を支援するなど、学校全体の発達支持的生徒指導を牽引している。 いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向け、指導計画の策定や児童生徒への指導、関係機関との連携等に関し中核的役割を担い、学校としての対応を牽引している。 スクールカウンセラーや養護教諭など同僚と指導方針を共有し、教育相談を分担するなど、組織的な教育相談を牽引している。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に向けて助言するなど、学校全体の発達支持的生徒指導の実現に貢献している。 学校全体の動きに気を配り、同僚の課題解決を支援するなど、いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向けた学校全体の対応力向上に貢献している。 保護者等からの教育相談等に対して受容的に対処し、適切に助言するスキルを高めながら、同僚の育成に努めている。
<ul style="list-style-type: none"> 幅広い分掌の経験に基づいて、学校全体の動きを見通し、建設的な提言をしながら業務を推進している。 児童生徒集団に目を配り、危機を察知した際は、率先して迅速な行動をとっている。 関係者との良好な関係を生かして、積極的に情報共有を図り、教育活動に生かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 同僚の業務を支援するとともに、学校内外の動きを考慮しながら、評価・改善の視点を持って各種業務を推進している。 危機を察知した際は、関係機関と適切に連携をとり主体的に行動するなど、危機対応を牽引している。 関係者と連携した教育活動の際、積極的に調整役を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体の状況を踏まえ、管理職に改善方策などを提案し、調整を図りながら業務を推進している。 学校全体に気を配り、同僚に適切な助言を行うなど、学校における危機管理体制の構築に貢献している。 関係者との信頼関係を築き、地域の教育資源を教育活動に繋げている。
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に関わりながら、キャリア教育を展開しよう、ライフデザイン能力の育成を図って 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、企業、関係機関との連絡・調整に関する中核的役割を担い、校内外の関係者と協働しながらキャリア教育を牽引している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校のキャリア教育に関する全体計画の立案、校内体制の構築など、社会の変化に応じたキャリア教育の具体的な推進に貢献している。
<ul style="list-style-type: none"> 校内支援体制構築の必要性を理解し、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働に主体的に取り組んでいる。 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持ちながら、学習上・生活上の支援に向けて組織的に取り組んでいる。 とともに、児童生徒の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行っている。 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が組織的に行う校内支援体制の整備について、関係機関と連携協働しながら牽引している。 多様性への配慮に関する見識に基づき、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解して、学習上・生活上の支援に向けた組織的な取組を牽引している。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上など、児童生徒のニーズに応える教育に貢献している。 多様性への配慮に関する見識に基づき、関係機関等との連携を進めながら、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への組織的な支援に貢献している。

(校長)

総合力の発揮期 (校長)
校長
<p>教職員の能力を把握して必要な支援を行い、関係者との連携・協働を図りながら、学校を組織体として機能させ、学校教育目標を達成している。</p>
新任校長 研修
<ul style="list-style-type: none"> ●教諭として高めてきた素養・資質 ●教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> 教職員をはじめ、児童生徒・保護者・関係者に説明できる教育哲学・理念がある。 豊かな経験に基づく確かな判断力、決断力、リーダーシップを有している。 地域住民や関係機関の期待を受け止め、職務の重要性を自覚している。 国・県・市町村の教育施策等について情報収集し、教職員に周知している。 ●学校経営計画の達成 <ul style="list-style-type: none"> 自校の現状や児童生徒・保護者・地域・関係者のニーズを把握し、経営計画を策定している。 学校の経営資源を最適化し、進行管理することで、目指す学校像や育てたい児童生徒像の実現に努めている。 教育課程に関するPDCAを実践し、課題解決を図りながら学校教育目標の具現化に努めている。 学校経営計画等に、特別支援教育に関する目標を適切に設定し、児童生徒の多様性を踏まえた学びの機会を提供している。 ●教職員の管理 <ul style="list-style-type: none"> 教職員が、各自の強みを発揮しながら組織的に活躍できる適切な校務分掌を編成している。 教職員の日常の業務を管理し、不祥事の未然防止に努めている。 教職員のメンタルヘルスを含めた健康・安全・働き方に配慮し、業務改善を図りながら、ハラスメントのない風通しのよい職場風土を醸成している。 ICTの効果的な活用などを通じて、働き方改革を実現し、教職員の長時間労働の解消に努めている。 ●教職員の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 教職員の特性を見出し、日常的に資質向上やライフプランに関する指導・助言を行っている。 教員等育成指標や個々の教職員の研修履歴等を踏まえ、対話に基づく受講奨励等を行うとともに、OJTや校内研修等を活用し、教職員個々の資質や組織としての対応力を向上させている。 ●危機管理 <ul style="list-style-type: none"> 災害等を含めた危機発生時の適切な初動対応を図るとともに、学校事故・いじめ・不登校等の未然防止に努め、当事者・保護者に対し組織的かつ迅速・的確に対応している。 学校安全・学校保健・食育等に関する計画を策定し、周知・理解を徹底している。 ●事務管理 <ul style="list-style-type: none"> 学籍・文書・財務・施設の管理について、法令等に基づき適切に行っている。 ●関係者等との連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・関係機関と適切に連携・協働し、より良い学校運営に努めている。 学校教育目標・経営計画等について、学校運営協議会委員等の理解を得るとともに、保護者や地域に対して積極的に発信している。 自ら、学校内外の関係者に働きかけ、その相互作用により、学校としての教育力の最大化を図っている。 ●学校をとりまく情報の収集・分析等 <ul style="list-style-type: none"> 様々なデータや、学校が置かれている内外の環境に関する情報について、自ら収集・整理・分析するとともに、必要に応じて教職員や関係者との間で共有している。
<p>校長としての素養</p>

【資料4】 新たな教師の学びの姿の実現に向けて

令和3年11月15日、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会から「新たな教師の学びの姿」として、以下の4点が示されました。

- 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

県教育委員会では、「Plant（全国教員研修プラットフォーム）」の活用や研修の質の向上により、教員自身の研修観の転換を図り、令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿の実現を目指します。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて

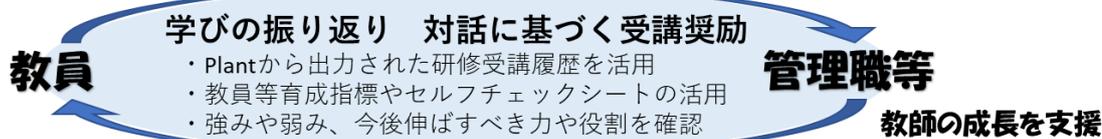
- 時代の変化が大きくなる中で、教師は常に学び続けていくことが必要とされています。
- 継続的な、個別最適な教師の学びを進める上で必要となる基本的な前提は、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢です。
 - ・教員育成指標等も踏まえつつ、自らの学びのニーズに動機づけられ、職務遂行に必要な資質能力を自ら定義しながら主体的に学びをマネジメントしていくことが重要です。
- そのため、適切な目標設定と現状の適切な把握が必要となります。
 - ・自らの学びを適切に振り返りつつ、適切な目標の設定と現状の適切な把握が必要です。
- また、学校管理職等と教師の積極的な「対話」により、自律的な学びの促進が期待されます。
 - ・教員等育成指標や研修受講履歴等を手がかりとした積極的な対話により、個々の成長を支援。
 - ・学校管理職等が適切な研修を奨励することで、学びの契機と機会を確実に提供。
- 学びの成果を可視化して、次の学びへ。
 - ・学びの成果を可視化することにより、自らの「現在の姿」を適時適切に更新することが可能。
 - ・また、目的意識を持って次の学びを選択することが可能。

「Plant（全国教員研修プラットフォーム）」の特長

- ・全国の多様な研修コンテンツが利用可能
- ・研修検索、受講の申込を一元化
- ・受講した研修情報は履歴として蓄積
- ・県等が主催する研修は教員等育成指標との関連を表示
- ・研修受講後に自動的に履歴が記録
- ・研修受講履歴の表示、チャート出力 など

活用

自ら学びをマネジメント



- ◆「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて

令和3年11月15日（中央審議会）

https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_syoto02-000019322_4.pdf



- ◆「校長及び教員の資質の向上に関する指標」及び「資質向上のためのセルフチェックシート」

<https://www1.iwate-ed.jp/03kenshu/index.html>



岩手県民の歌（昭和 39 年制定）

三 山なみの きわも きやかに
 染めなせる あかねの光
 かがやける 明日を 徴して
 岩手 岩手 ふるさと 岩手
 大空に 描く 望みよ

二 みちのくの 文化 かぐわし
 金に 咲ける この国
 誇らかに いまに 伝えて
 岩手 岩手 ふるさと 岩手
 胸ふかく 想う その名よ

一 しらくもの うかぶ はてまで
 はろばろと 蒼き 国原
 かぎりなき 未来を こめて
 岩手 岩手 ふるさと 岩手
 とこしえに 若き 大地よ



岩手県民の歌 (岩手県制定)

田原 舞 二 作詞
 「岩手県民の歌」 審査委員会
 中田 隆 作曲

♩ = 96 位で
 明るく、力強く、そして美しく、

1. しらくもの うかぶ はてまで まわ
 2. みちのくの ふんかき はかさ
 3. やまなみの きわも きやかに

でしに はろばろと あおきく にばら
 こめなせる こんじきる さける このく
 り

し え に わ か き だ い ち よ
 ふ か く お も う そ の ゑ な み よ



【表紙の写真】上から順に
 八幡平市立西根第一中学校
 宮古市立崎山中学校
 遠野市立綾織小学校
 遠野市立上郷小学校
 北上市立飯豊小学校
 奥州市立田原保育所



資料ダウンロード先

【検索：岩手県学校教育指導指針】

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006362.html>



【検索：「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック

小・中学校の学習評価に関する参考資料（岩手県版）】

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1038477.html>



岩手県教育委員会事務局学校教育室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
 電話 019-629-6137
 FAX 019-629-6144
 E-mail DB0003@pref.iwate.jp
 ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>

令和7年度 県内公立学校等の状況

岩手県内

幼稚園等 31園

〈公立幼保連携型認定こども園、
公立幼稚園型認定こども園を含む〉

小学校 258校

中学校 143校

義務教育学校 1校

県北教育事務所管内

幼稚園等 3園

小学校 38校

中学校 21校

盛岡教育事務所管内

幼稚園 3園

小学校 80校

中学校 45校

宮古教育事務所管内

小学校 20校

中学校 16校

中部教育事務所管内

幼稚園 4園

小学校 43校

中学校 25校

県南教育事務所管内

幼稚園等 16園

小学校 46校

中学校 23校

県立中学校 1校

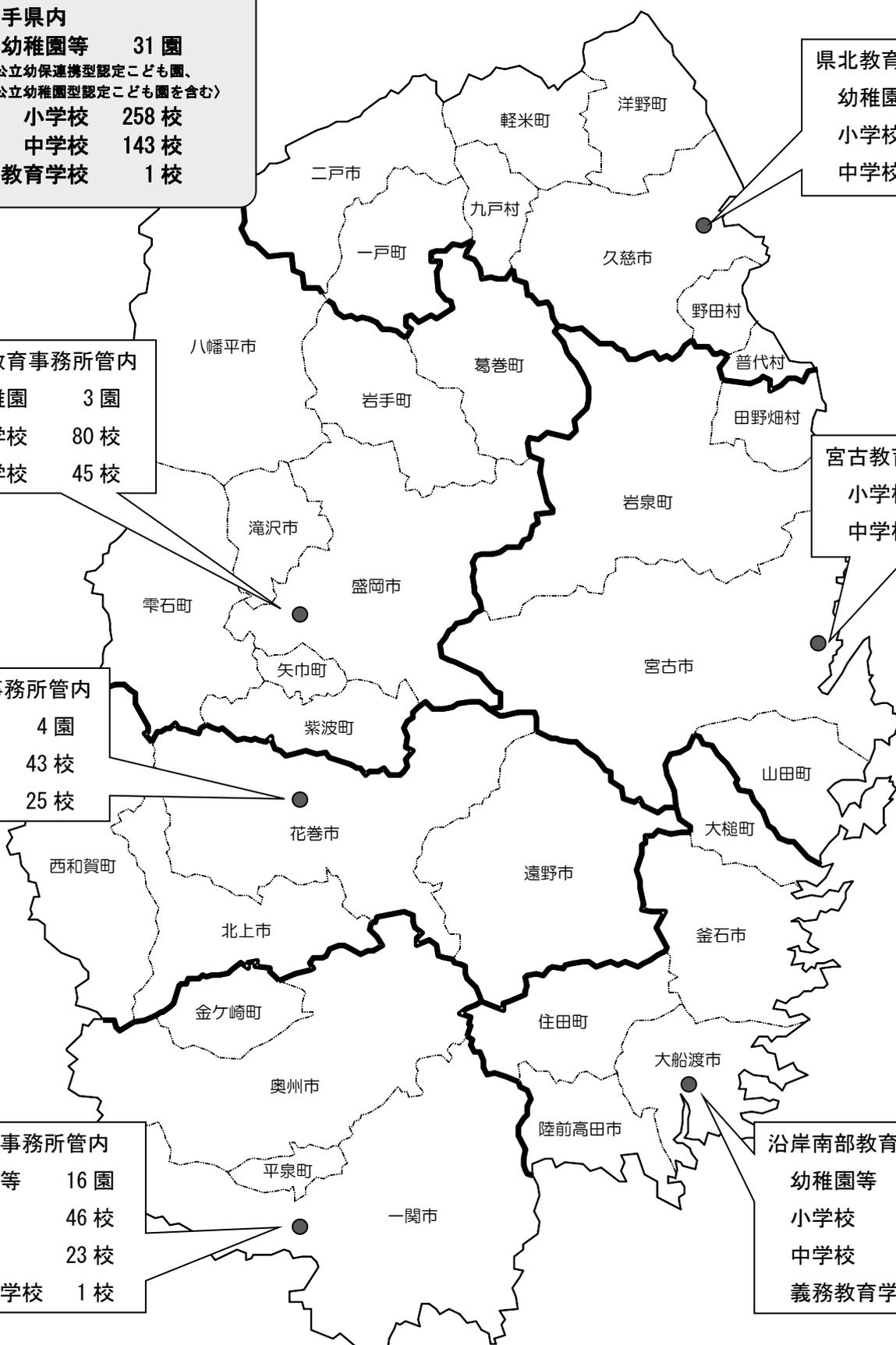
沿岸南部教育事務所管内

幼稚園等 5園

小学校 31校

中学校 12校

義務教育学校 1校



所 属	
氏 名	